

財務諸表等作成要領

改訂版

令和5年2月

この財務諸表等作成要領は、令和5年2月1日現在において施行されている各種法律及び一般に公正妥当と認められる会計慣行に基づき作成されています。

今後、これらの改正より、内容が変更される場合があります。

財務諸表等作成要領

目 次

第 1 章 財務諸表等の作成手順	1
I 本作成要領の目的と適用範囲	1
1 本作成要領の目的	1
2 本作成要領の適用範囲	2
II 財務諸表等の体系	4
1 貸借対照表	6
2 正味財産増減計算書	7
3 収支予算書及び収支決算書	8
4 財産目録	10
III 会計帳簿等	11
1 会計帳簿等	11
IV 開始貸借対照表の作成	14
1 土地改良区が適用する会計処理の原則及び手続の決定	14
2 勘定科目の設定	14
3 組替後財産目録の作成	14
4 土地改良区会計基準移行に係る処理	16
5 過年度修正	24
6 開始貸借対照表における前事業年度の出納閉鎖日の取扱い	26
V 財務諸表等の作成手順	28
1 収支予算書の作成	29
2 取引の発生	31
3 命令書の作成	33
4 収入・支出整理簿への転記	46
5 仕訳帳への記帳	51
6 総勘定元帳及び補助簿への転記	54
7 合計残高試算表への転記	61
8 決算整理仕訳の記入と総勘定元帳の締切り	62
9 精算表の作成	74
10 財務諸表等への転記	76
VI 土地改良区会計特有の会計処理	89
1 未収賦課金等	89
2 所有土地改良施設	105
3 土地改良施設用地等	119
4 受託土地改良施設使用収益権	120

5 土地改良施設維持管理適正化事業	125
6 防災減災機能等強化事業(令和4年度創設)	134
7 換地清算金	145
8 未処理用地補償金	154
9 県土連への工事の委託(令和4年度創設)	156
第2章 財務諸表等作成の基本事項	159
I 総論	159
1 一般原則	159
2 重要性の原則の適用について	162
3 事業年度	163
4 会計区分	164
第3章 貸借対照表	169
I 総論	169
1 貸借対照表の内容	169
2 貸借対照表の区分	169
3 正味財産の区分と資産の対応	170
4 正味財産区分の振替があった場合の資産の対応	173
5 貸借対照表の様式	175
II 流動資産	178
1 流動資産の範囲	178
2 現金及び預金	179
3 有価証券	180
4 前払金	186
5 立替金	187
6 貯蔵品	187
III 固定資産	190
1 固定資産の範囲	190
2 固定資産の評価と減価償却	196
3 基本財産	202
4 特定資産	204
5 その他固定資産	221
6 リース取引	233
7 減損会計の適用について	235
IV 繰延資産	236
1 土地改良区設立費	236
2 区債発行費	238
V 流動負債	240
1 流動負債の範囲	240

2 未払金.....	242
3 前受金.....	243
4 預り金.....	245
5 賞与引当金.....	247
6 短期借入金.....	249
VI 固定負債.....	251
1 固定負債の範囲.....	251
2 長期借入金.....	252
3 区債.....	254
4 職員退職給付引当金.....	257
5 役員退任慰労引当金.....	262
6 長期未払金.....	263
VII 正味財産.....	264
1 正味財産の範囲.....	264
2 正味財産の部の表示方法.....	265
3 指定正味財産から一般正味財産への振替.....	266
第4章 正味財産増減計算書.....	268
I 総論.....	268
1 正味財産増減計算書の内容.....	268
2 正味財産増減計算書の区分.....	268
3 正味財産増減計算書の構成.....	271
4 正味財産増減計算書の様式.....	271
5 会計区分.....	273
II 正味財産増減計算書の会計処理方法.....	274
1 補助金の会計処理.....	274
III 勘定科目.....	279
1 土地改良事業収入.....	288
2 附帯事業収入.....	289
3 基本財産運用収入.....	290
4 特定資産運用収入.....	291
5 受取補助金等.....	291
6 受取交付金.....	291
7 受取業務受託料.....	291
8 雑収入.....	291
9 土地改良事業費.....	292
10 附帯事業費.....	292
11 一般管理費.....	292
12 土地改良事業負担金.....	292

13 基本財産評価損益・特定資産評価損益	292
14 有価証券評価損益・有価証券売却損益・有価証券受贈益	293
15 固定資産売却損益・固定資産受贈益	293
第5章 収支予算書	294
I 収支予算書の表示方法	294
II 収支予算書の様式	295
III 収支予算書の注記事項	300
第6章 収支決算書	301
I 収支決算書の表示方法	301
II 収支決算書の様式	302
III 収支決算書の注記事項	307
1 資金の範囲	307
2 資金の範囲の変更有無等	308
3 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳	308
4 予算額と決算額の差異が著しい科目	309
5 科目間の流用及び予備費の充用	309
第7章 財務諸表に対する注記	310
I 注記の内容	310
1 重要な会計方針	311
2 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額	313
3 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高	313
4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳	314
5 担保に供している資産	314
6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高	315
7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益	316
8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高	317
9 換地清算金徴収金の当期徴収額、換地清算金交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高	318
10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳	319
11 関連当事者との取引の内容	320
12 重要な後発事象	324
13 その他	325
第8章 財産目録	328
I 財産目録の表示方法	328

第 1 章 財務諸表等の作成手順

I 本作成要領の目的と適用範囲

1 本作成要領の目的

土地改良区会計基準

第 1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)第 5 条の規定に基づき設立された土地改良区の財務諸表(貸借対照表及び正味財産増減計算書をいう。以下同じ。)、収支予算書、収支決算書及び財産目録(以下「財務諸表等」という。)の作成の基準を定め、土地改良区の健全な運営に資することを目的とする。

本作成要領は、土地改良区会計基準(平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2938 号農林水産省農村振興局長通知)に基づく土地改良区の財務諸表等を実務的に作成するための要点とその理論的背景を示したものである。

土地改良区会計基準は、従来から単式簿記・現金主義会計に基づき作成されている収支予算書、収支決算書及び財産目録に加え、土地改良施設の適切な維持管理及び更新を行う観点から複式簿記・発生主義会計を採り入れた貸借対照表及び正味財産増減計算書の作成を求めている。

これら、貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録を総称して「財務諸表等」という。

各土地改良区が、土地改良区会計基準に基づき、財務諸表等を作成することにより、全般的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにすることを通じて、組合員、国及び都道府県等及び一般国民に対するより一層の説明責任を果たすとともに、土地改良施設の維持管理及び更新や予算編成に活用することが可能となり、限られた財源を堅実に使うことにつながることを期待できる。

なお、本作成要領は、土地改良区会計基準及び会計細則例に準拠した標準的な例を記載しており、土地改良区が使用する会計ソフト等によっては対応しない事項があり、土地改良区会計基準に従う範囲で適宜利用する。

2 本作成要領の適用範囲

土地改良区会計基準

第 1 総則

1 目的及び適用範囲

ただし、土地改良施設の管理を行わない土地改良区及び取得価額を算定しないことができる次に掲げる土地改良施設のみを管理している土地改良区は第 2、第 3 及び第 6 の規定は適用しないものとする。(注 1)

ア 土地とみなされる施設

イ 少額施設

ウ 歴史的な施設

エ 土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設

土地改良区会計基準

第 9 土地改良区連合への準用

法第 77 条第 1 項の規定に基づき設立された土地改良区連合においても、この会計基準を準用する。

土地改良法第 5 条の規定に基づき設立された土地改良区は、土地改良区会計基準に従い会計処理を行うこととなるが、更新費用を積み立てる重要性が低い施設のみを保有又は管理をしている土地改良区については、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記の作成を要しないこととしており、土地改良区会計基準の適用については、一部適用除外を許容している。

なお、土地改良法第 77 条第 1 項の規定に基づき設立された土地改良区連合についても、土地改良区会計基準に準じて会計処理を行うこととしている。

土地改良区会計基準

附 則

2 第 2 の貸借対照表の作成について、複式簿記方式により会計処理を行うことが著しく困難な土地改良区にあっては、当分の間、単式簿記方式により会計処理を行うこととし、本会計基準の適用については別に定めるところによる。

複式簿記方式により会計処理を行うことが著しく困難と認められる土地改良区にあっては、土地改良区会計基準附則第 2 項の規定により、当分の間、単式簿記方式により会計処理することが認められており、その取扱いについては、土地改良区会計基準に加え、「単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の指導要領」(令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農振第 2008 号農林水産省農村振興局長通知)によることとされている。その通知の中で、正味財産増減計算書の作成は必ずしも要しないなど土地改良区会計基準の適用の特例が定められている。

単式簿記方式により会計処理する土地改良区は、本作成要領の利用に当たり、正味財産増減計算書に関する事項(第 4 章ほか)等関係部分を適宜、採用、読み替える等の対応をすることとする。

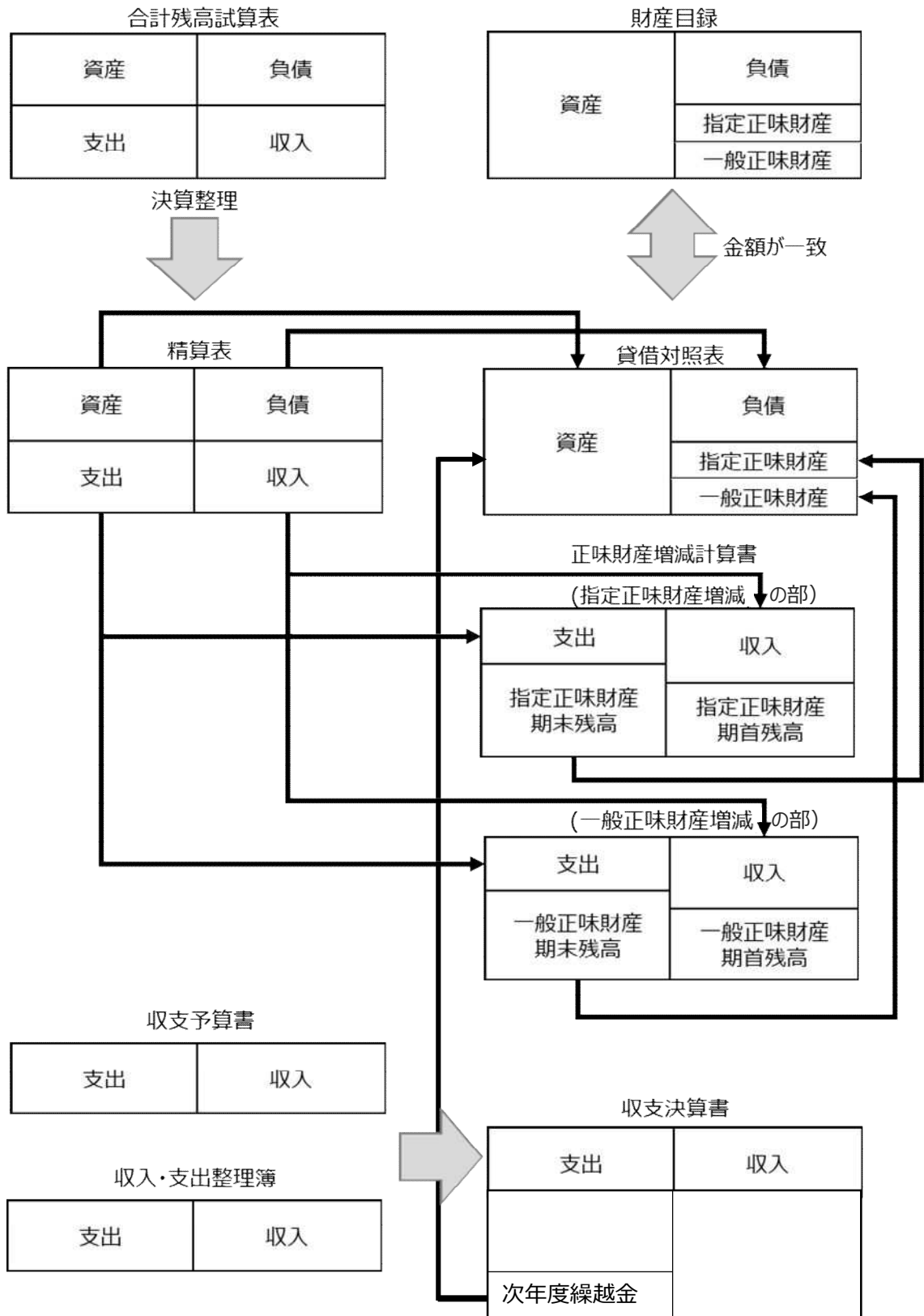
II 財務諸表等の体系

土地改良区会計基準において「財務諸表」は、貸借対照表及び正味財産増減計算書で構成される。この「財務諸表」に、従来から作成されている収支予算書、収支決算書、財産目録を加えたものを「財務諸表等」と定義している。

土地改良区会計基準での財務諸表等間のつながりは、合計残高試算表から精算表を作成し、精算表が貸借対照表と正味財産増減計算書に分割され、正味財産増減計算書の正味財産期末残高が貸借対照表の正味財産に反映される。特徴は、正味財産増減計算書の内訳が、一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部に分かれている点である。

収支については、収支予算書に基づき収入及び支出がなされ、当該収入及び支出を取りまとめた収入・支出整理簿から収支決算書が作成される。

財務諸表等間の相互関係



1 貸借対照表

貸借対照表とは、事業年度末における土地改良区の全ての資産、負債及び正味財産を一覧にまとめたものである。土地改良区の期末日の財政状態を表すもので、貸方に土地改良区を運営するために必要な資金の調達源泉を記載し、借方に調達した資金を何に使用しているかを記載している。土地改良区会計特有のものとして正味財産及び固定資産の部に特徴がみられる。

なお、特別会計を設置している土地改良区は、別途、貸借対照表総括表を作成する必要がある。

(1) 正味財産の部

正味財産は「資産 マイナス 負債」の差額概念である。

土地改良区会計では、正味財産は一般正味財産及び指定正味財産に区分される。

指定正味財産の区分が行われる理由は、土地改良区は、土地改良事業その他附帯事業に使用することを条件に国又は都道府県等から土地改良施設等の譲与及び補助金を受け入れることがあり、その場合にはその受け入れた資産を国又は都道府県等の意思に反した使途に使われないように制限する必要があるからである。

また、受託者としての説明責任からも、特定の目的に使用することを条件に受け入れた資産とそれ以外のものとを区別しなければならない。

(2) 固定資産の部

土地改良区会計基準では、固定資産を基本財産、特定資産、その他固定資産に区分している。土地改良施設等や職員退職給付及び施設更新のための積立金等、特定の目的のために資産を確保している場合や土地改良区の事業活動の遂行に不可欠なものとして定款及び規約において基本財産として定めた場合には、明確に区分表示することを求めている。

(3) 正味財産の区分と資産の対応関係

上記の(1)正味財産の部及び(2)固定資産の部に関連し、受け入れた正味財産の種類と基本財産や特定資産との関係を明らかにするために、貸借対照表の正味財産の部において、カッコ書きで基本財産や特定資産の充当額を記載するものとされている。

指定正味財産及び一般正味財産の「(うち基本財産への充当額)」又は「(うち特定資産への充当額)」は、それぞれ基本財産又は特定資産の増減に対応して増減するものである。

したがって、基本財産又は特定資産の減少を伴わない事業費及び管理費等の発生により、一般正味財産が減少したとしても、「(うち基本財産への充当額)」又は「(うち特定資産への充当額)」が減少することはなく、結果として「(うち基本財産への充当額)」又は「(うち特定資産への充当額)」の額が一般正味財産の額を上回ることもある。

ただし、指定正味財産の金額と基本財産又は特定資産への充当額のカッコ書きの金額の合計は一致する。

2 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書とは、当該事業年度における正味財産の全ての増減を明らかにする計算書である。なお、特別会計を設置している土地改良区は、別途、正味財産増減計算書総括表を作成する必要がある。

土地改良区会計基準での正味財産増減計算書の主な特徴は、以下の2点である。

(1) 一般正味財産増減の部の区分

土地改良区会計では、発生主義を採用しているが、土地改良区の公共的な役割を踏まえ、土地改良区会計実務において使用している勘定科目の使用にあたり、土地改良区会計基準別表第1(第1の5関係)では、他の会計で使用する「経常収益」、「経常費用」、「経常外収益」及び「経常外費用」を、各々「経常収入」、「経常支出」、「経常外収入」及び「経常外支出」としている。

その上で、一般正味財産増減の部は経常増減の部と経常外増減の部に区分し、さらに、経常増減の部を経常収入と経常支出、経常外増減の部を経常外収入と経常外支出とに区分している。

(2) 一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部について

貸借対照表において、正味財産が指定正味財産と一般正味財産とに区分されることに伴い、正味財産増減計算書においても、指定正味財産の増減と一般正味財産の増減とに区分している。

これにより、一般正味財産増減の部の経常増減の部は土地改良区の運営状況の結果を金額的に示すこととなる。

なお、指定正味財産増減の部と一般正味財産増減の部とに区分したことにより、指定正味財産から一般正味財産へ振替が行われる場合がある。

3 収支予算書及び収支決算書

収支予算書とは、一会計年度における収入・支出の計画を一覧に取りまとめたものである。土地改良区の運営上、予算準拠主義に基づいた予算の編成、執行は重要であるとされ、収支予算書を作成するとともに、予算と実績を対比する収支決算書により、土地改良区の予算の策定方針及び執行状況を明示することは、説明責任を果たす上で有用である。

収支予算書及び収支決算書は、収入と支出とに区分され、収支予算書では、前年度予算額と本年度予算額との対比が、収支決算書では、本年度最終補正予算額と決算額との対比が行われる。

収支決算書は、土地改良法第 29 条の 2 第 1 項にて決算関係書類に含まれ、収支予算書及び収支決算書は土地改良法第 30 条第 1 項第 4 号及び第 7 号により総(代)会の議決(予算書)又は承認(決算書)を経ることとされており、作成が義務付けられている。この規定との整合性の観点から、土地改良区会計基準では、収支予算書及び収支決算書を財務諸表等の範囲に含め、その作成を求めている。

なお、特別会計を設置している土地改良区は、別途、収支予算書総括表と収支決算書総括表を作成する必要がある。

また、収支決算書を作成する上で、土地改良区会計基準に規定のない出納整理期間、資金収支整理期間及び収支計算外出納の考え方については、次のとおりである。

(1) 出納整理期間

複式簿記会計においては、出納整理期間は存在しないが、単式簿記会計を適用している土地改良区については、土地改良区規約例(昭和 40 年 10 月 5 日付け 40 農地 B 第 3081 号(管)農林省農地局長通知)に規定されている。

単式簿記による会計処理を行う土地改良区においては、規約に出納の閉鎖日(一般的には 5 月 31 日)を規定することにより、事業年度末日から出納の閉鎖日(この期間を「出納整理期間」という)までに行われた収支予算書に計上されている収入及び支出(収支計算出納)について、当該事業年度の収入又は支出として整理した上で、収支決算書を作成することとなる。

(2) 資金収支整理期間

資金収支整理期間とは、複式簿記会計においても単式簿記会計と同様の収支決算書を作成するために、土地改良区が任意で設定する期間である。

具体的には、当該期間に複式簿記により会計処理を行っている土地改良区において、当該期間内の収入及び支出について、収支予算と収支決算との対応を図るために当該年度の収入及び支出として取り扱うこととするものである。

例えば、精算払の補助金の交付を受ける場合、経費が支出される事業年度と補助金の交付を受ける事業年度に相違が生じることとなるが、資金収支整理期間を設けることにより、補助金の交付の時期と経費の支出の時期の相互関係を整理することが可能となる。

したがって、資金収支整理期間は、収支決算書を作成するに当たっての収入及び支出を整理するための任意の期間であり、実務上は単式簿記により会計処理をしていたときの出納整理期間(5月31日まで)と同じ期間とすることを基本とする。

なお、資金収支整理期間を設定する場合、年度末までにおける未払金、未収金等について、当該期間内での現金及び預金の収支を含めた収支決算書を作成することとなる。

そのため、収支決算書に対する注記の「1 資金の範囲」では、例えば「資金の範囲には、現金及び預金のほか、収支予算書に計上した収入及び支出に係る資産及び負債で、5月31日までに決済が完了するものを含めている。」等と記載する。この場合においては、5月31日までに収入のあった前事業年度に交付決定された未収補助金、年度末までに確定した未払工事費及び前事業年度に賦課調定した未収の賦課金等の内、資金収支整理期間内に入金・出金となったものも含むことになる。

一方、資金収支整理期間を設定しない場合、財務諸表等の作成上は、収支決算書に対する注記の「1 資金の範囲」にて、例えば「資金の範囲には、現金及び預金のほか、その他未収金、立替金、未払金、預り金を含めている。」等と記載する。

以上により、資金収支整理期間を設定した場合の収支決算書は、従来の単式簿記会計と同様の方法により収支決算書が作成されることとなる。

複式簿記会計の導入を踏まえれば、資金収支整理期間を設定しないで収支決算書を作成する方が複式簿記会計・発生主義を反映したものとなる。したがって、原則として土地改良区会計においては資金収支整理期間を設定しないことが望ましいが、これまでの単式簿記会計による土地改良区会計の実務や指導の状況を踏まえ、当面の間、資金収支整理期間の設定を許容するものとし、当作成要領においては資金収支整理期間を5月31日までとした取引例としている。

(3) 収支計算外出納

収支計算外出納は、収支予算書に計上していない収支であることから、収入整理簿又は支出整備簿には記帳されないが、収入・支出命令書での決裁を要し、現金預金出納帳には記帳される。

土地改良区会計での収支計算外出納は、例えば次のものが挙げられる。

- ① 職員の給与及び退職金に係る源泉所得税及び健康保険料の役員及び職員負担額
- ② 土地改良区が公募する入札に係る受取保証金
- ③ 他の土地改良区から委託され代行して受理する賦課金等
- ④ 土地改良区の運営経費に充てるための借入金で、同一年度内に借入・返済がなされるもの

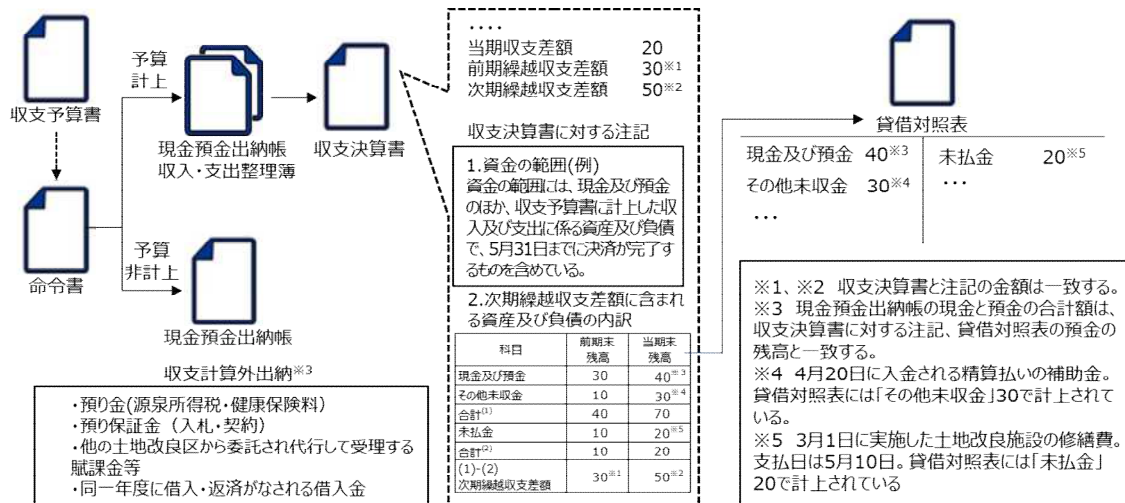
複式簿記会計において、収支計算外出納の扱いがある場合でも、上記例のような社会保険料の預り金等は、貸借対照表に表示されることになるが、収支予算書・収支決算書では収支計算外出納に分類されている場合は、計上されない。

従来の単式簿記会計は、収支計算外出納が許容されてきたところであるが、会計不正及び事務過誤の予防の観点から、原則として収支計算外出納は設定しないこととし、今後は、必要な科目を設定の上、収支予算書・収支決算書に計上することが望ましい。

しかしながら、これまでの土地改良区会計の実務や指導の状況を踏まえ、当面の間、収支計算外出納の設定を許容するものとするところから、当作成要領においては収支計算外出納を設けた取引例としている。その場合、適切な会計処理を行うことができるよう会計帳簿等の設定や会計処理の方法について検討する必要がある。

(4) 資金収支整理期間と収支計算外出納を踏まえた財務諸表等の関係性

資金収支整理期間及び収支計算外出納を踏まえた収支決算書と貸借対照表の関係を示すと以下のとおりである。



4 財産目録

財産目録とは、当該事業年度末における全ての資産及び負債の明細を示す計算書類である。

財産目録は、貸借対照表の区分に準じて、資産の部と負債の部に区分し、両者の差額として正味財産の額を示すこととなる。

財産目録は、土地改良法第29条の2第1項において決算関係書類に含まれ、土地改良法第30条第1項第7号により総(代)会の承認を経ることとされ、作成が義務付けられている。この規定との整合性の観点から、土地改良区会計基準では、財産目録を財務諸表等の範囲に含めている。

III 会計帳簿等

本作成要領では、財務諸表等を直接的に作成するために最低限必要な会計帳簿等として、取引の発生から仕訳を記帳するための命令書のほか、収入・支出整理簿、仕訳帳、総勘定元帳、補助簿、合計残高試算表、精算表について解説する。

なお、財務諸表等作成に至るまでの一巡に直接関与しない帳簿及び補助簿については、本作成要領では解説の対象としない。

1 会計帳簿等

(1) 収入・支出命令書

土地改良区の収入及び支出は、全て収入・支出命令書によらなければならない。(会計細則例第 13 条、第 22 条)

すなわち、収入・支出命令書は現金及び預金の移動を伴う取引を会計情報として記録するための起点となる書類である。

収入・支出命令書には、年度別の番号、所属年度、勘定科目、金額及び内容、相手方の住所及び氏名等を記載する。更に支出命令書においては、会計細則例様式 7-2 の(注)の 6 のとおり、現金支払か、何預金口座からの振込か等、支払方法を伺い内のただし書中に記載するものとする。

なお、収支予算書に計上されていない収入・支出(収支計算外出納)は収入命令書・支出命令書のただし書に収入整理簿・支出整理簿への記載対象外である旨記載し、収支計算には含めない。

(2) 振替命令書

土地改良区の現金取引以外の取引は、全て振替命令書によらなければならない。(会計細則例第 32 条)

すなわち、振替命令書は、現金及び預金の移動を伴わない取引を会計情報として記録するための起点となる書類である。

振替命令書には、年度別の番号、所属年度、勘定科目、金額及び内容等を記載する。

(3) 収入・支出整理簿

収支予算書に計上された収支について、執行されたものを款、項、目、節の勘定科目ごとに集計したものが収入・支出整理簿である。(会計細則例第 42 条)

伝票制度を採用している場合は伝票に基づき取引内容が収入・支出整理簿に転記される。

伝票制度を採用していない場合は、命令書に基づき取引内容が収入・支出整理簿に転記される。

収入・支出整理簿には、収入・支出の年月日、収入・支出命令書の番号、内容、予算額、収入又は支出済の金額及び累計、予算残高が記載される。

決算時には、収入・支出整理簿の各勘定科目の項の金額を集計し、合計額を収支決算書に転記する。

(4) 仕訳帳

財務諸表等に計上される勘定科目の金額は、それまでに計上された仕訳の集積であり、仕訳が最小単位である。

仕訳帳とは、日々の取引を発生順に記録した仕訳伝票の綴り又はこれを記帳した帳簿であり、取引一件ごとに借方・貸方に仕訳される。

仕訳帳は、取引発生都度、命令書を起案し、その決裁に基づき、決裁年月日、勘定科目、借方金額、貸方金額及び総勘定元帳の頁数が記帳される。

(5) 総勘定元帳

総勘定元帳とは、仕訳の借方・貸方を勘定科目ごとに並べ替えて集約した帳簿であり、仕訳帳若しくは仕訳伝票から転記して作成される帳簿である。

款、項、目、節の勘定科目の区分の程度は、少なくとも項単位で区分して金額の集計を行うものとするが、土地改良区の管理方針や実態に合わせ、目、節単位で集計しても差し支えない。

決算時には総勘定元帳の各勘定科目の合計金額が合計残高試算表に転記される。

総勘定元帳には、勘定科目ごとに仕訳帳に記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載する。

(6) 合計残高試算表

合計残高試算表とは、仕訳帳から総勘定元帳への転記が正確に行われているかどうかを検証するために、総勘定元帳を集計したものである。

合計欄には、総勘定元帳の各勘定科目の借方合計と貸方合計を転記し、残高欄には、各勘定科目の借方合計と貸方合計の差額となる残高を転記する。

(7) 精算表

精算表とは、合計残高試算表と決算整理仕訳から、貸借対照表と正味財産増減計算書の最終的な金額を導出するための帳票である。

精算表には、決算整理前の合計残高試算表の金額と決算整理仕訳が転記され、両者の借方・貸方を加減した金額が各勘定科目の最終的な金額となる。

総勘定元帳を目・節単位で作成している場合は、各勘定科目の目・節の金額を項に集約したうえで貸借対照表及び正味財産増減計算書の欄に最終的な金額を転記する。

(8) 補助簿

補助簿とは、特定の取引を詳細に記録する帳簿である。

総勘定元帳では、各勘定科目の合計や残高は知ることはできるが、個々の取引の具体的な内容や取引先の記録は把握できない。そこで、それらの取引内容を詳細に把握するために、補助簿を作成する。

土地改良区は、財務諸表に対する注記や財産目録の作成のため、賦課金台帳、補助金台帳、土地改良施設台帳、固定資産台帳、区債及び借入金台帳等の必要な補助簿を備え置き、情報を整理しておく必要がある。

なお、本作成要領に記載されている補助簿以外にも、土地改良区の管理方針や実態に合わせ、補助簿を必要に応じて作成しても差し支えない。

IV 開始貸借対照表の作成

開始貸借対照表とは、土地改良区会計基準適用初年度における期首時点の貸借対照表をいう。

土地改良区会計基準適用初年度は、開始貸借対照表を起点とし、そこから資産及び負債を増減させる取引が仕訳として計上・集計され、決算整理仕訳と表示科目への集計を経て財務諸表等が作成される。

開始貸借対照表は、土地改良区会計基準適用初年度の前事業年度末時点の財産目録及び補助簿に基づき把握した勘定科目及び残高を、土地改良区会計基準の勘定科目への組み替えを行った上で、土地改良施設の資産評価、減価償却資産の期首残高の算定等の土地改良区会計基準移行時に係る処理を行い作成する。

なお、特別会計を設定している場合は、一般会計及び特別会計それぞれについて作成する。

1 土地改良区が適用する会計処理の原則及び手続の決定

土地改良区は、日々の会計処理を行うに先立ち、土地改良区が適用する会計処理の原則及び手続並びに設定する勘定科目を決定しておく必要がある。適正な財務諸表等の作成のため、この会計処理の原則及び手続は、土地改良区会計基準に準拠するものでなければならない。

また、土地改良区が適用する会計処理の原則及び手続は毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更することは認められない。

土地改良区が適用する重要な会計処理の原則及び手続は、土地改良区会計基準の第 6「財務諸表に対する注記」に記載のとおり、財務諸表等の作成に関する重要な会計方針として注記が必要である。

2 勘定科目の設定

財務諸表等に係る勘定科目は、土地改良区会計基準の別表第 1(第 1 の 5 関係)にて一般的、標準的な勘定科目を示し、可能な限り取引の内容を当該勘定科目に分類することとしている。

財務諸表等の表示に当たっては、原則として土地改良区会計基準別表第 1(第 1 の 5 関係)の款、項単位で表示することとするが、土地改良区において該当する款、項がない場合は表示を省略することができる。そのため、財務諸表等に表示されない款、項は、勘定科目として設定しないことができる。なお、目、節については、土地改良区の管理方針及び実態に応じて追加又は設定しないことができる。

ただし、土地改良区会計基準の別表第 1(第 1 の 5 関係)に示されていない内容の取引がある場合は、款や項の科目についても追加することを許容する。

そのため、本要領においては、必要に応じ、命令書等の款、項について、別表第 1(第 1 の 5 関係)に示されていない款や項も使用して説明しているが、特にその旨は明示していない。

3 組替後財産目録の作成

前事業年度末時点の財産目録や補助簿に計上されている勘定科目とその残高について、土地改良区が設定した勘定科目に基づき再分類した財産目録(以下「組替後財産目録」という。)を作成する。

再分類に当たっては、既に計上されている勘定科目について、土地改良区会計基準の別表第 1(第 1 の 5 関係)の勘定科目の説明をもとに分類を行う。

なお、以下に組替後財産目録の一例を示す。記入されている勘定科目や金額は所与のものとする。

組替後財産目録

科目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金		
〇〇農協〇〇支店 普通	200	
未収賦課金等		
〇〇年度分 経常賦課金 〇件	5	
流動資産合計		205
2 固定資産		
(1) 基本財産		
山林、宅地及びその従物		
事務所用敷地 1カ所 〇〇㎡	20	
基本財産合計	20	
(2) 特定資産		
転用決済金積立資産		
〇〇銀行〇〇支店 普通	10	
特定資産合計	10	
(3) その他固定資産		
建物		
事務所 1棟 〇〇㎡	100	
出資金		
国債 額面	10	
その他固定資産合計	110	
固定資産合計		140
資産合計		345
II 負債の部		
1 流動負債		
流動負債合計		0
2 固定負債		
その他の長期借入金		
〇〇農協〇〇支店	50	
固定負債合計		50
負債合計		50

4 土地改良区会計基準移行に係る処理

組替後財産目録に記載された資産及び負債のうち、計上区分及び期首残高の修正が必要な項目について、土地改良区会計基準移行に係る処理を行う。

一般的な移行時に係る処理を以下に示す。

	種類	移行に係る処理が必要とされる場合
①	減価償却資産の期首残高の算定	減価償却資産について減価償却費を計上していない場合
②	基本財産と特定資産の期首残高の算定	定款及び規約において基本財産を設定している場合 特定の目的のために資産を保有している場合 (土地改良施設及び積立金等)
③	指定正味財産及び一般正味財産の期首残高の算定	開始貸借対照表を作成する全ての場合
④	有価証券の期首残高の算定	有価証券を保有している場合

(1) 減価償却資産の期首残高の算定

① 土地改良施設の資産評価の実施

土地改良区が所有及び管理を受託している土地改良施設について、土地改良区会計基準適用初年度の期首残高を算定するために、土地改良施設の資産評価マニュアル(平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2941 号農林水産省農村振興局整備部長通知)又は各都道府県で作成される資産評価のマニュアルに従い評価を行い、前事業年度末時点の土地改良施設台帳を作成する。

土地改良施設台帳の期末残高を貸借対照表の所有土地改良施設又は受託土地改良施設使用収益権に転記する。なお、土地改良区が所有する土地改良施設は、土地改良区と国又は都道府県等の両者の負担額を合わせた造成費用総額を転記するが、土地改良区が管理を受託している土地改良施設は、土地改良区の負担額を転記することに留意する。

取引例

土地改良区会計基準適用初年度の 25 年前に造成した A 頭首工 1,000 円について資産評価を行い、その結果を土地改良施設台帳に整理した。国・県・市町村の負担割合は 90%、土地改良区の負担割合は 10%、耐用年数は 50 年、定額法により減価償却を行う。

土地改良施設台帳														
施設名	事業名	造成主体	事業費 (取得価額)		取得年度	耐用年数	事業区分	管理区分	経過年数	減価償却 累計額		期末残高		備考
			全体	うち 土改区 負担						全体	うち 土改区 負担	全体	うち 土改区 負担	
A 頭首工	○ ○ 事業	県	1,000	100	× ×	50	新設	所有	25	500	50	500	50	
合計			1,000	100						500	50	500*	50	

※ 貸借対照表の特定資産「所有土地改良施設」に転記

② その他減価償却資産の期首残高の算定

土地改良区が所有している事務所用建物や車両運搬具について、前事業年度末時点の固定資産台帳(土地改良施設を除く)を作成し、各固定資産の期末帳簿価額を貸借対照表に転記する。

なお、土地改良区会計基準適用以前において定率法で減価償却を行ってきた減価償却資産は、導入初年度の期首の貸借対照表価額を取得価額とみなして、当該導入初年度の期首から残存耐用年数にわたり、定額法にて減価償却を行う。

取引例

- ① 土地改良区会計基準適用初年度の10年前に取得した事務所用建物100円について、土地改良区会計基準を導入するため、期首時点の減価償却累計額を算定した。
 なお、建物の耐用年数は20年、定額法により減価償却を行う。
- ② 事務所用敷地として山林、宅地及び従物20円の寄付を受けていた。

固定資産台帳										
資産の種類及び名称	取得年月日	数量	所在	耐用年数	取得価額	期首帳簿価額	当期減価償却額	減価償却累計額	期末帳簿価額	備考
建物	×××	1棟	〇〇市	20	100	55	5	50	50 ^{※1}	
土地	×××	〇㎡	〇〇市		20	20			20 ^{※2}	基本財産
合計					120	75	5	50	70	

※1 貸借対照表のその他固定資産「建物」に転記

※2 貸借対照表の基本財産「山林、宅地及びその従物」に転記

開始貸借対照表

×年4月1日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	200	
未収賦課金等	5	2 固定負債	
2 固定資産		その他の長期借入金	50
(1) 基本財産		III 正味財産の部	
山林、宅地及び		1 指定正味財産	
その従物	20	
(2) 特定資産		2 一般正味財産	
所有土地改良施設	500	
(3) その他固定資産			
建物	50		
.....			

(2) 基本財産と特定資産の期首残高の算定

土地改良区会計基準適用時において既に貸借対照表を作成している場合は、前事業年度の貸借対照表に基づき、固定資産に計上されている資産について、基本財産、特定資産、その他固定資産への組替えを行うが、貸借対照表を作成していない場合は、前事業年度末の財産目録を前事業年度の貸借対照表とみなして土地改良区会計基準の勘定科目に組み替え、組替後財産目録を作成する。

基本財産は固定資産台帳等、定款及び規約に基本財産として設定されている資産と関連する補助簿の期末残高を転記し、特定資産は土地改良施設台帳及び積立金台帳等、特定の目的のために保有する資産と関連する補助簿から、前事業年度末時点の台帳を作成し、期末残高を転記する。

積立金台帳											
積立金の名称(転用決済金積立金台帳)											
年度	運用方法	運用先									備考
			預入日	満期日	利率	期首残高	追加額	払戻額	運用益	期末残高	
××年	銀行預金	〇〇銀行	4/1	××	0.1%	5	5		××	10 [※]	特定資産

※ 貸借対照表の特定資産「転用決済金積立資産」に転記

開始貸借対照表

× 年 4 月 1 日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	200 ^{※3}	
未収賦課金等	5	2 固定負債	
2 固定資産		その他の長期借入金	50
(1) 基本財産		III 正味財産の部	
山林、宅地及び		1 指定正味財産	
その従物	20 ^{※1}	
(2) 特定資産		2 一般正味財産	
所有土地改良施設	500 ^{※2}	
転用決済金積立資産	10 ^{※3}		
(3) その他固定資産			
建物	50		
.....			

※1 事務所用敷地として寄付を受けていた山林、宅地及び従物の貸借対照表価額 20 円

※2 土地改良区会計基準適用初年度の 25 年前に造成した頭首工の期末残高 500 円

※3 積立金台帳(転用決済金積立資産)の期末残高 10 円を特定資産に振り替える。

なお、土地改良区の財産目録において資産の部に積立金として計上している金額と同額を負債の部に引当金として計上している場合で、当該引当金が会計上の引当金の要件を満たさないものである場合には、開始貸借対照表には計上しない。また、資産の部に計上すべき積立金を負債の部に引当金として計上していた場合は、資産の部の特定資産の適切な科目に置き換える。

(3) 指定正味財産及び一般正味財産の期首残高の算定

平成 31 年の土地改良区会計基準適用時において、既に貸借対照表を作成している場合は、前事業年度の貸借対照表に基づき、資産と負債の差額について、指定正味財産及び一般正味財産への組替えを行うが、貸借対照表を作成していない場合は、基本財産及び特定資産に計上されている資産について、その財源を把握し、充当額を明らかにするとともに、指定正味財産と一般正味財産への区分を行う。

指定正味財産及び一般正味財産それぞれについて、基本財産及び特定資産への充当額の把握後、指定正味財産及び一般正味財産の期首残高を算定する。

基本財産と特定資産への充当額の合計が指定正味財産の金額となる。また、資産合計から負債合計と指定正味財産の金額を控除した金額が一般正味財産の金額となる。

① 基本財産

土地改良区以外の者から寄付等を受けた基本財産は、指定正味財産から基本財産への充当額となる。それ以外の土地改良区自身が取得した資産について、定款及び規約において基本財産として定めた場合、一般正味財産から基本財産への充当額となる。

固定資産台帳等、基本財産として設定されている資産と関連する補助簿の期末残高について、土地改良区が負担した額を一般正味財産から基本財産への充当額に、土地改良区以外の者が負担した額を指定正味財産から基本財産への充当額に集計する。

② 特定資産

土地改良施設等のうち、国又は都道府県等の負担額は指定正味財産から特定資産への充当額となり、土地改良区の負担額は一般正味財産から特定資産への充当額となる。

土地改良施設台帳の期末残高について、土地改良区が負担した額を一般正味財産から特定資産への充当額に、国又は都道府県等が負担した額を指定正味財産から特定資産への充当額に集計する。

積立資産は、補助金等を財源としないため、一般正味財産から特定資産への充当額のみとなる。したがって、積立金台帳の期末残高を一般正味財産から特定資産への充当額に集計する。

土地改良施設台帳														
施設名	事業名	造成主体	事業費 (取得価額)		取得年度	耐用年数	事業区分	管理区分	経過年数	減価償却 累計額		期末残高		備考
			全体	うち 土改区 負担						全体	うち 土改区 負担	全体	うち 土改区 負担	
A 頭首工	○ ○ 事業	県	1,000	100	××	50	新設	所有	25	500	50	500	50	
合計			1,000	100						500	50	500 ^{※2}	50 ^{※2}	

開始貸借対照表

× 年4月1日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	200	
未収賦課金等	5	2 固定負債	
2 固定資産		その他の長期借入金	50
(1) 基本財産		III 正味財産の部	
山林、宅地及び その従物	20 ^{※1}	1 指定正味財産	470
(2) 特定資産		(うち基本財産への充当額)	(20) ^{※1}
所有土地改良施設	500 ^{※2※3}	(うち特定資産への充当額)	(450) ^{※2}
転用決済金積立資産	10 ^{※3}	2 一般正味財産	265 ^{※4}
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(60) ^{※3}
建物	50	
.....			
合計	785	合計	785

※1 事務所用敷地として寄付を受けた山林、宅地及び従物の貸借対照表価額 20 円

※2 国又は都道府県等の負担額 500 円 - 50 円 = 450 円

※3 所有土地改良施設の土地改良区負担額 50 円と転用決済金積立資産 10 円の合計 60 円

※4 資産の部の合計 785 円 - 負債合計 50 円 - 指定正味財産 470 円 = 265 円

(4) 有価証券の期首残高の算定

土地改良区会計基準適用時において既に貸借対照表を作成している場合は、前事業年度の貸借対照表に基づき、有価証券の金額を転記する。

貸借対照表を作成していない場合は、財産目録又は関連する補助簿の期末残高を転記する。

なお、額面等、取得価額以外で計上されている場合は、取得価額に修正した上で開始貸借対照表に転記する。

取引例

額面 10 円の国債を満期保有目的で前事業年度末日に 5 円で取得した。

償還期限は 5 年後の事業年度末日である。利率は 1%で、利息は年 1 回事業年度末日に支払われる。取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるので、償却原価法(定額法)を適用する。また、重要な会計方針には満期保有目的の債券の評価基準として、償却原価法を適用している旨、注記する。

開始貸借対照表

× 年 4 月 1 日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	200	
未収賦課金等	5	2 固定負債	
2 固定資産		その他長期借入金	50
(1) 基本財産		III 正味財産の部	
山林、宅地及びその従物	20	1 指定正味財産	470
(2) 特定資産		(うち基本財産への充当額)	(20)
所有土地改良施設	500	(うち特定資産への充当額)	(450)
転用決済金積立資産	10	2 一般正味財産	270
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(60)
建物	50		
出資金	5 ^{※1}		
合計	790	合計	790

※1 前事業年度末日に取得した国債の取得価額 5 円を貸借対照表価額とする。
当該国債は償却原価法により償還期限の 5 年間にわたり、毎年 1 円ずつ加算する。

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券.....償却原価法(定額法)によっている。

.....

5 過年度修正

(1) 調査による判明

財産目録に記載されていない資産及び負債について、開始貸借対照表の作成時の調査によってその存在が判明した場合には、会計帳簿等に追加計上するとともに、組替後財産目録及び開始貸借対照表に反映させる。

(2) 過年度に計上した引当金の取扱い

土地改良区会計基準適用以前に複式簿記に移行し、計上されていた引当金について、引当金の要件を満たさないものは取り崩す必要がある。

原則として、土地改良区会計基準の別表第1(第1の5関係)に記載されていない引当金は取り崩すものとするが、取崩しの影響を導入初年度のみに負担させると土地改良区の財政状態に大きな影響を及ぼす場合も考えられることから、土地改良区会計基準第8の別紙「会計方式の移行措置8」に基づき、土地改良区会計基準適用初年度から5年以内で取り崩すものとする。

土地改良区会計基準適用以前に計上されていた引当金で、その要件を満たさないものを取り崩した場合は、財務諸表に対する注記の「13 その他土地改良区の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項(4)引当金の明細」にて、「当期減少額」の「その他」に取崩額を記載し、土地改良区会計基準の適用に伴い取り崩す旨、取り崩す年数を注記する。

なお、実際に取り崩しに係る会計処理は開始貸借対照表の作成時には行わず、土地改良区会計基準適用初年度の期末の決算整理で行う。

引当金の要件

1. 将来の特定の費用又は損失
2. その発生が当期以前の事象に起因している
3. 費用又は損失につきその発生の可能性が高いこと
4. その金額を合理的に見積もることができること

※土地改良区会計基準では、賞与引当金、職員退職給付引当金、役員退任慰労引当金及び不納欠損引当金が掲載されている。

<参考例>

負債の部に計上された転用決済金引当金を5年で取り崩す場合(決算整理仕訳)

取引例

土地改良区会計基準第8の別紙 会計方式の移行措置8に基づき、土地改良区会計基準適用前に負債の部に計上されていた転用決済金引当金 10 円について、引当金の要件に該当しないことから5年間で取り崩す。

① 転用決済金引当金の取崩し

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	固定負債	款	過年度修正
項	転用決済金引当金	項	
目		目	
節		節	
一、金 2 円也			
ただし、転用決済金引当金の取崩し			

借方		貸方	
転用決済金引当金 (貸借対照表：負債)	2	過年度修正 (正味・一般：経常外収入)	2

財務諸表に対する注記

13 その他

(4) 引当金の明細

単位：円

科目	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
転用決済金引当金 [※]	10			2 [※]	8

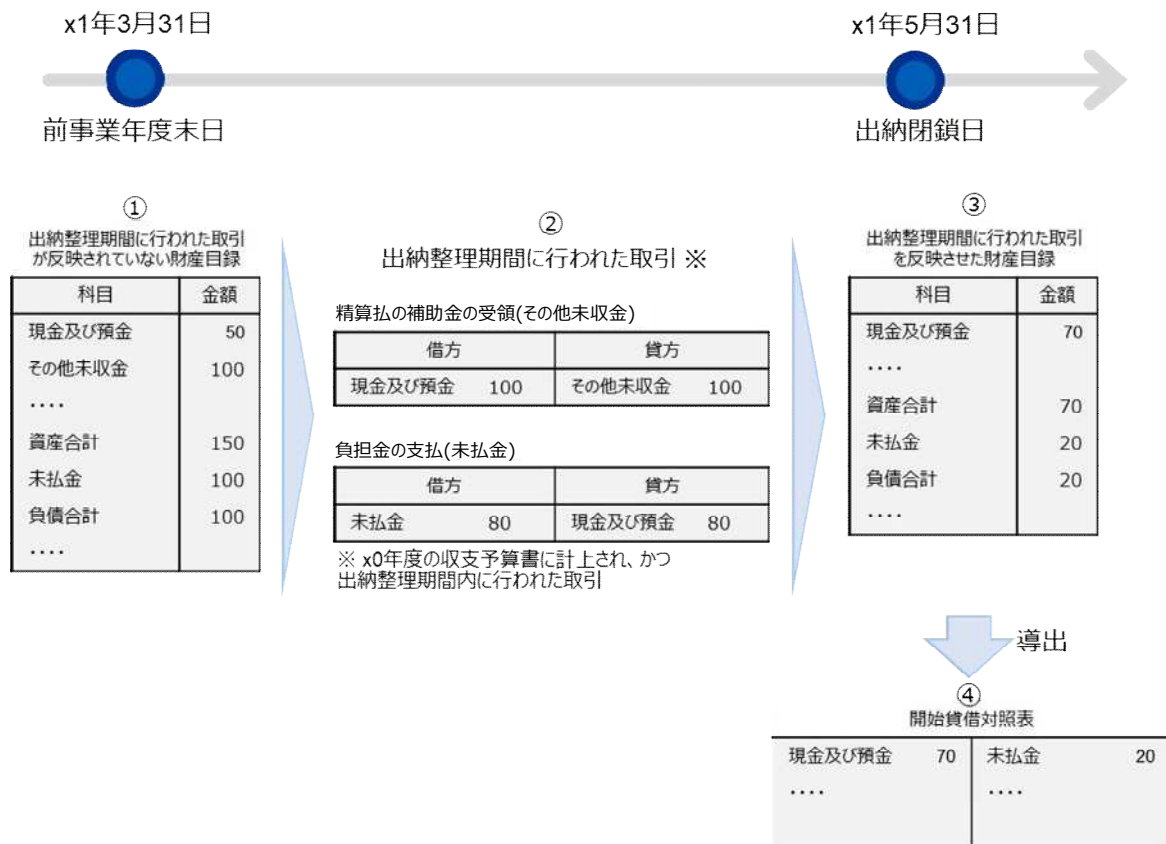
※ 土地改良区会計基準適用前において負債の部に計上されていた転用決済金引当金 10 円は、土地改良区会計基準(別紙 会計方式の移行措置 8)の適用に伴い、本会計基準適用初年度から5年による定額法により取り崩す。

6 開始貸借対照表における前事業年度の出納閉鎖日の取扱い

単式簿記から複式簿記に移行する事業年度の前事業年度の出納閉鎖日までに行われた取引のうち、前事業年度に調定行為を行った収入や予算計上のある補助金収入又は借入金収入などの重要な取引については、前事業年度に行われた取引とみなして開始貸借対照表を作成する。

例えば、×1年5月31日を出納閉鎖日として定めている場合、×0年度の財産目録は5月31日時点の残高で作成されるが、×1年5月31日時点の財産目録に基づき作成された開始貸借対照表の日付は、×1年4月1日現在と見なして表記することとする。

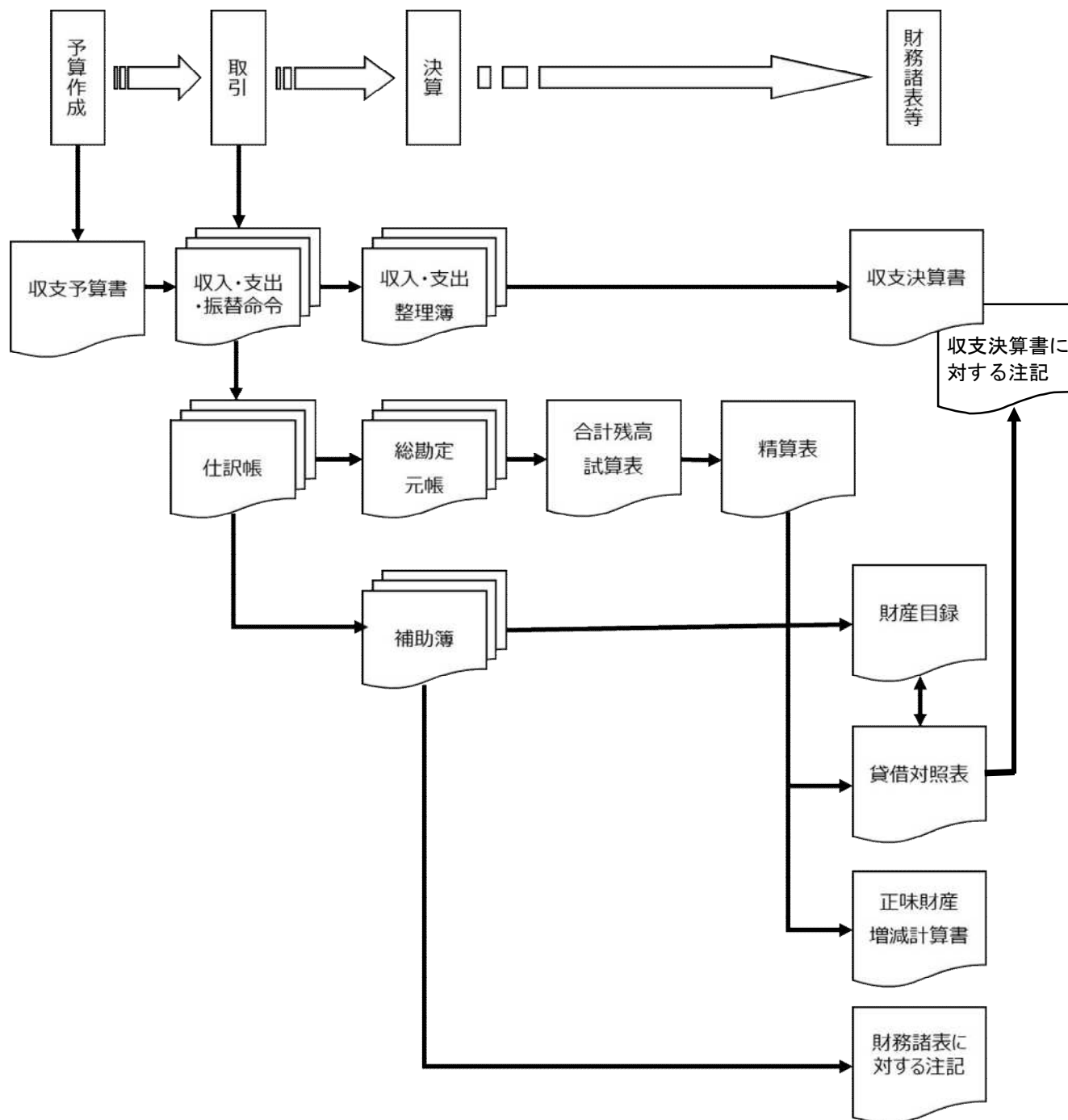
つまり、複式簿記に移行した×1年度の4月1日から5月31日までに行われた取引のうち、×0年度の収支予算書に位置付けられた取引については、前年度の取引に係るものとして開始貸借対照表に含めるものとするが、×1年度の収支予算書に位置付けられた取引については、開始貸借対照表に含めないものとする。したがって、4月1日から5月31日までは、前期分及び当期分の記帳を各々行うこととなる。



- ① 出納閉鎖日までに行われた取引が反映されていない財産目録
単式簿記にて作成された前事業年度末日時点の財産目録であり、出納整理期間に行われた取引は反映されていない。
- ② 出納閉鎖日までに行われた取引
×0年度の収入・支出に係る取引全てを、×0年度(前事業年度)の取引として会計処理を行う。
- ③ 出納閉鎖日までに行われた取引を反映させた財産目録
×1年5月31日(出納閉鎖日)までに処理された収入・支出に係る取引全てを反映させた前事業年度の財産目録を作成する。
- ④ 開始貸借対照表
×0年度の出納閉鎖日まで処理された収入・支出に係る取引全てを反映させた×1年5月31日時点の残高を前事業年度末(×1年3月31日)の残高と見なして開始貸借対照表を作成する。その結果、開始貸借対照表の日付は×1年4月1日となる。

V 財務諸表等の作成手順

ここでは、収支予算の作成から期中取引の仕訳計上を経て財務諸表等作成に至るまでの一巡を解説する。財務諸表等を作成するための会計帳簿等と取引内容の転記の流れを以下に示す。



1 収支予算書の作成

土地改良区は、事業年度の開始に先立ち、その事業年度内に予定される収入及び支出について収支予算書を作成する。収支予算書は、その事業年度開始前に理事会の承認を経た上で総(代)会の議決を得なければならない。

収支予算書は、収入と支出に区分し、原則として支出の部に計上した款、項、目、節ごとの金額を限度として支出することができる。

また、予算の変更や予算不足が生じた場合には、予算の補正、予算の流用等の措置を執ることとなる。

(1) 予算の補正

当初予算の執行中に事業実施計画、資金計画の変更その他の理由により、予算の補正を必要とする場合は、総(代)会の議決を必要とする。ただし、総(代)会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を得て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は次の総(代)会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。補正予算書は、会計基準において、本年度予算額と前年度予算額を対比した上で、本年度予算額の欄において、補正前と補正後の数値を記載する方法が示されている。

なお、実務上の対応としては、本年度予算の補正前と補正後を対比する方法により処理されている場合が多く見られる。

(2) 予算の流用

予算の流用とは、特定の経費を支出するに当たり、その予算額が不足する場合に、他の予算科目から補填することをいい、予算の補正又は予備費の充用により難しい場合に最終的手段として執られる措置である。予算は本来、その目的に沿って使用されるものであって、目的外の経費に使用されるものではないが、予算不足が生じたときに他の科目からの補填ができなくなると、土地改良区の運営に支障が生じることから、一定の範囲内での補填を許容するものである。

しかし、予算の流用を無制限に認めると、当初編成した予算本来の姿が変わってしまい、予算を編成する意義が消失してしまうことから、予算の流用は例外的に行われるものであり、その範囲は、必要最低限にとどめるべきであることに留意する。

なお、予算の流用は、金額の多寡にかかわらず、規約、会計細則に基づき、款相互の予算流用は総(代)会の、項相互の予算流用は理事会の議決を得ることとし、執行に当たっては理事長の決裁を必要とする。

(3) 予備費の充用

予備費とは、予算の超過及び予定外の支出に対応するための予算科目をいう。

予算編成時には予定していなかった経費の発生又は増加が生じて予算額を超える支出を要する場合がある。この経費の支出が重要である場合には、予算の補正を行うこととなるが、比較的軽微なものについては、あらかじめ収支予算書の中に予備費を計上し、理事会の決議でその用途を決定する。

××年度収支予算書

収入

(単位：円)

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		附記
			増	減	
土地改良事業収入					
經常賦課金収入	422	420	2		
補助金等収入					
補助金収入	100	220		120	
借入金収入					
公庫資金借入金収入	50		50		
繰越金					
前年度繰越金	300	200	100		
収入の部計	872	840	32		

借入金限度額 200 円

債務負担額 円

支出

科目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		附記
			増	減	
土地改良事業費支出					
維持管理費支出	160	230		70	
適正化事業拠出金支出	200	100	100		
一般管理費支出					
運営事務費支出	90	150		60	
事務所費支出	10	10			
土地改良事業負担金支出					
都道府県営事業分担金支出	150	100	50		
支払利息					
借入金利息	4		4		
固定資産取得支出					
車両運搬具取得支出	40		40		
特定資産積立支出					
職員退職給付引当積立資産 積立支出	10		10		
施設更新積立資産積立支出	32		32		
繰越金					
次年度繰越金	126	200		74	
予備費	50	50			
支出の部計	872	840	32		

2 取引の発生

土地改良区会計で想定される期中取引の例を以下に示す。

区分 番号	取引	取引 年月日	命令書	仕訳と勘定科目	
				借方	貸方
(1)	短期運営資金の借入れ	4月1日	収入	現金及び預金	短期借入金
(2)	未収賦課金等の振替	4月1日	振替	長期未収賦課金等	未収賦課金等
(3)	総(代)会の茶代支払	4月25日	支出	総(代)会費	現金及び預金
(4)	消耗品費の支払	5月10日	支出	消耗什器備品費	現金及び預金
(5)	電気料金の支払	5月20日	支出	水道光熱費	現金及び預金
(6)	適正化事業 第1期拋出金	6月1日	支出	適正化事業拋出金	現金及び預金
(7)	精算払の補助金の交付決定の通知受領	6月5日		仕訳なし	
(8)	職員への賞与支給	6月30日	支出	職員賞与※	現金及び預金
			収入	現金及び預金	預り金
(9)	源泉所得税の納付	7月10日	支出	預り金	現金及び預金
(10)	土地改良施設の譲与	8月5日	振替	所有土地改良施設	未払金
					所有土地改良施設 受贈益(指定正味財産)
(11)	土地改良施設の 管理受託	8月5日	振替	受託土地改良施設 使用収益権	未払金
(12)	経常賦課金の賦課	8月10日	振替	未収経常賦課金	経常賦課金
(13)	経常賦課金の徴収	9月1日	収入	現金及び預金	未収経常賦課金
(14)	県営土地改良事業 分担金の支払	12月1日	支出	前払金	現金及び預金
(15)	補助金等の 概算払収納	12月5日	収入	現金及び預金	受取補助金
(16)	土地改良施設 管理者保険料の支払	2月1日	支出	支払保険料 (維持管理費)	現金及び預金
(17)	土地改良施設の 修繕の実施	3月5日	振替	修繕費	未払金
(18)	車両運搬具の購入	3月10日	振替	車両運搬具	未払金
(19)	短期借入れの元本の 償還及び利息の支払	3月31日	支出	短期借入金 借入金利息	現金及び預金

(20)	公庫からの長期資金の借入れによる未払金の支払	3月31日	収入	現金及び預金	公庫資金等 長期借入金
			支出	未払金	現金及び預金
(30)	職員退職給付引当積立資産の積立て	3月31日	支出	職員退職給付引当積立資産	現金及び預金
(31)	施設更新積立資産の積立て	3月31日	支出	施設更新積立資産	現金及び預金

※ 区分番号(8)の借方勘定科目の経常支出 款：一般管理費 項：運営事務費 目：職員賞与は、目を追加した。

3 命令書の作成

土地改良区の資産・負債を増減させる取引が発生したら、収入・支出・振替命令書(以下、「命令書」という。)を作成し、承認権限者に稟議する。

伝票制度を採用している場合、収入・支出命令書の決裁がなされたら未収又は未払計上を行い、入金・出金の完了時に現金及び預金の増減と未収又は未払の消込を行う。

伝票制度を採用していない場合は、入金・出金の完了時に現金及び預金の増減に係る仕訳を計上する。

なお、収支予算書に記載されていない収入及び支出(収支計算外出納)が生じた場合には、収支決算書に含めないように、収入・支出命令書にその旨記載すること。

(1) 短期運営資金の借入れ

取引例

×1年4月1日に短期の運営資金を農協から年利2%、返済日3月31日で200円借入れた。
なお、当該借入金収入は収支計算外出納とする。

収入命令書	
一般会計	
款	借入金収入
項	その他の借入金収入
目	
節	
一、金200円也 ただし、短期運営資金の借入 なお、収支計算外出納のため整理簿には記載しない	

(2) 未収賦課金等の振替

取引例

4月1日に、前年度未までに未徴収の未収賦課金等5円を長期未収賦課金等に振り替えた。

振替命令書			
一般会計			
款	その他固定資産	款	流動資産
項	長期未収賦課金等	項	未収賦課金等
目	経常賦課金	目	未収経常賦課金
節		節	
一、金5円也 ただし、未収賦課金等の長期未収賦課金等への振替			

(3) 総(代)会茶代支払

取引例

×1年4月25日に総(代)会の出席者用茶代として10円支払った。

支出命令書	
一般会計	
款	一般管理費支出
項	運営事務費支出
目	総(代)会費
節	
一、金10円也 ただし、総(代)会の出席者用茶代 支払はJA〇〇普通貯金***からの振込	

(4) 消耗品費の支払

取引例

×1年5月10日に文房具代として20円支払った。

支出命令書	
一般会計	
款	一般管理費支出
項	運営事務費支出
目	消耗什器備品費
節	
一、金20円也 ただし、文房具代 支払はJA〇〇普通貯金***からの振込	

(5) 電気料金の支払

取引例

×1年5月20日に4月の電気代10円を支払った。

支出命令書	
一般会計	
款	一般管理費支出
項	事務所費支出
目	水道光熱費
節	
一、金10円也 ただし、事務所電気代4月分 支払はJA〇〇普通貯金***からの振込	

(6) 適正化事業第1期拠出金

取引例

×1年6月1日に適正化事業第1期分の拠出金200円を支払った。

支出命令書	
一般会計	
款	土地改良事業費支出
項	適正化事業拠出金支出
目	適正化事業拠出金
節	
一、金200円也 ただし、適正化事業拠出金第1期分 支払はJA〇〇普通貯金***からの振込	

(7) 精算払の補助金の交付決定の通知受領

精算払の補助金は、事業実績報告書の作成により補助金の額が確定したものとみなすため、×1年6月5日の(7)精算払の補助金の交付決定の通知受領の時点では土地改良区の資産・負債・正味財産の増減がないことから簿記上の取引とはいえず、この時点では、未収補助金は計上しない。本事例の関連事例として、(15)12月5日の取引で、補助金の概算払を受けることから、概算払収納の時点で概算払を受けた金額を受取補助金として計上する。そして、事業実績報告書の金額と概算払の金額との差額を3月31日の決算整理仕訳((22)未収補助金の計上)で、未収補助金を計上する。

なお、当該精算払の補助金は、収支予算書に計上されており、資金収支整理期間内に収納されるものであるため、当該精算払の補助金に係る資産である未収補助金は資金の範囲に含めている。そのため、決算整理で収入整理簿に補助金収入を計上し、収支決算書に転記する。

取引例

×1年6月5日に〇〇事業の補助金100円の交付決定を受けた。
当該補助金は、維持管理事業にかかる県補助金である。

会計処理なし



(8) 職員への賞与支給

取引例

×1年6月30日に土地改良区職員に60円を賞与とし、10円を源泉徴収した後、50円支給した。

支出命令書		収入命令書	
一般会計		一般会計	
款	一般管理費支出	款	預り金収入※
項	運営事務費支出	項	
目	賞与支払	目	
節		節	
一、金 60 円也 ただし、職員賞与 支払は JA○○普通貯金***からの振込		一、金 10 円也 ただし、賞与に係る源泉徴収額 なお、収支計算外出納のため整理簿に は記載しない	

※ 土地改良区会計基準 別表第1(第1の5関係)の科目一覧表に記載がないため、
 款：預り金収入を任意で設定している。

(9) 源泉所得税の納付

取引例

×1年7月10日に職員賞与支給時に徴収した源泉所得税10円を納付した。
 なお、当該支出は収支計算外出納とする。

支出命令書	
一般会計	
款	預り金支出※
項	
目	
節	
一、金 10 円也 ただし、源泉所得税に係る預り金の納付 支払は JA○○普通貯金***からの振込 なお、収支計算外出納のため整理簿には記載しない	

※ 土地改良区会計基準 別表第1(第1の5関係)の科目一覧表に記載がないため、
 款：預り金支出を任意で設定している。

(10) 土地改良施設の譲与

取引例

×1年8月5日に県営事業で造成されたB用水路200円の譲与を受けた。
 当該施設の耐用年数は20年、国・県・市町村の負担割合は90%、土地改良区の負担割合は10%、分担金の支払は翌事業年度の6月である。(資金収支整理期間を5月末日迄と設定している。)

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	特定資産	款	固定資産受贈益
項	所有土地改良施設	項	所有土地改良施設受贈益
目		目	
節		節	
一、金 180 円也			
ただし、B用水路の譲与(国・県・市町村の負担割合 90%)			
なお、指定正味財産に計上			

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	特定資産	款	流動負債
項	所有土地改良施設	項	未払金
目		目	
節		節	
一、金 20 円也			
ただし、B用水路の譲与(土地改良区の負担割合 10%)			

(11) 土地改良施設の管理受託

取引例

×1年8月5日に県営事業で造成されたC頭首工の管理を受託した。
 土地改良区の負担金の額は50円、分担金は×2年3月31日に納付する予定。
 当該受託土地改良施設使用収益権の耐用年数は25年、定額法にて減価償却を実施する。
 なお、国・県・市町村の負担割合は90%、土地改良区の負担割合は10%である。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	特定資産	款	流動負債
項	受託土地改良施設使用収益権	項	未払金
目		目	
節		節	
一、金50円也 ただし、C頭首工の管理受託			

(12) 経常賦課金の賦課

取引例

×1年8月10日に土地改良区組合員に対し、経常賦課金422円を賦課した。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	流動資産	款	土地改良事業収入
項	未収賦課金等	項	経常賦課金
目	未収経常賦課金	目	
節		節	
一、金422円也 ただし、経常賦課金の賦課			

※ 未収賦課金の管理をするため、振替命令書で起案する。

(13) 経常賦課金の徴収

取引例

×1年9月1日に土地改良区組合員から経常賦課金 417 円が納付された。

収入命令書	
一般会計	
款	土地改良事業収入
項	経常賦課金収入
目	
節	
一、金 417 円也 ただし、経常賦課金の徴収	

※ 入金都度収入命令書を起案する。

(14) 県営土地改良事業の分担金の支払

取引例

×1年12月1日に県営土地改良事業(県営かんがい排水事業)の分担金 100 円を納付した。

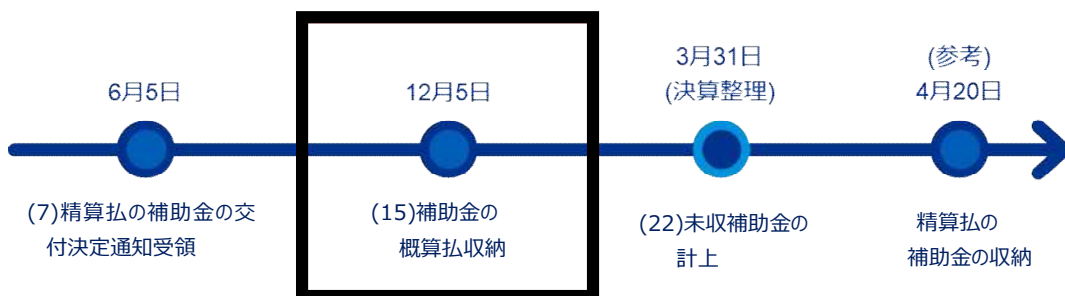
支出命令書	
一般会計	
款	土地改良事業負担金支出
項	都道府県営事業分担金支出
目	
節	
一、金 100 円也 ただし、県営土地改良事業(県営かんがい排水事業)分担金納付 支払は JA○○普通貯金***からの振込	

(15) 補助金等の概算払収納

取引例

×1年6月5日に交付決定のあった補助金について、×1年12月5日に50円の概算払を受けた。

収入命令書	
一般会計	
款	補助金等収入
項	補助金収入
目	
節	
一、金50円也	
ただし、〇〇事業補助金の概算払収納	



(16) 土地改良施設管理者保険料の支払

取引例

×2年2月1日に土地改良施設管理者保険料について1年分60円を一括で支払った。

支出命令書	
一般会計	
款	土地改良事業費支出
項	維持管理費支出
目	支払保険料
節	
一、金60円也	
ただし、土地改良施設管理者保険料1年分支払 支払はJA〇〇普通貯金***からの振込	

※ 支払った保険料のうち、来期分の保険料50円は決算整理の(21)で経過勘定の前払費用(前払保険料)に振り替える。

(17) 土地改良施設の修繕の実施

取引例

×2年1月10日から行われているA頭首工の修繕については、×2年3月5日に工事完了検査を済ませた。当該修繕は2年に1回程度の頻度で行われるメンテナンス作業である。
なお、代金100円の支払日は×2年4月末である。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	土地改良事業費	款	流動負債
項	維持管理費	項	未払金
目	修繕費	目	
節		節	
一、金100円也 ただし、A頭首工の修繕費			

(18) 車両運搬具の購入

取引例

×2年3月10日に土地改良施設管理用車両1台を40円で購入した。
翌事業年度の×2年4月から事業の用に供する。代金の支払日は×2年4月末である。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	其他固定資産	款	流動負債
項	車両運搬具	項	未払金
目		目	
節		節	
一、金40円也 ただし、土地改良施設管理用車両の新規購入			

(19) 短期借入金の元本の償還及び利息の支払

取引例

区分番号(1)の×1年4月1日に借入れた短期借入金200円を×2年3月31日に利息4円とともに返済した。なお、当該借入金(元本)返済支出は収支計算外出納とする。

支出命令書	
一般会計	
款	借入金返済支出
項	その他の借入金返済金支出
目	
節	
一、金200円也 ただし、4月1日借入金元本の返済 支払はJA〇〇普通貯金***からの振込 なお、収支計算外出納のため整理簿には 記載しない	

支出命令書	
一般会計	
款	支払利息
項	借入金利息
目	その他の借入金
節	
一、金4円也 ただし、短期借入金に係る利息の支払 支払はJA〇〇普通貯金***からの振込	

(20) 公庫からの長期資金の借入れによる未払金の支払

取引例

区分番号(11)の×1年8月5日に管理を受託したC頭首工に係る分担金について、×2年3月31日に日本政策金融公庫から年利3%、翌事業年度から5年間元利均等払、返済日3月31日で50円借り入れて支払った。

収入命令書	
一般会計	
款	借入金収入
項	公庫資金借入金収入
目	
節	
一、金50円也 ただし、C頭首工に係る県営事業分担金の 納付のための借入れ	

支出命令書	
一般会計	
款	土地改良事業負担金支出
項	都道府県営事業分担金支出
目	
節	
一、金50円也 ただし、C頭首工に係る分担金支出 支払はJA〇〇普通貯金***からの振込	

(30) 職員退職給付引当積立資産の積立て

取引例

×2年3月31日に職員退職金の原資とするため職員退職給付引当資産10円を積み立てた。

支出命令書	
一般会計	
款	特定資産積立支出
項	職員退職給付引当積立資産積立支出
目	
節	
一、金10円也 ただし、職員退職給付引当積立資産の積立て 支払はJA〇〇普通貯金***からの振込	

(31) 施設更新積立資産の積立て

取引例

×2年3月31日に、所有土地改良施設等更新のための原資とするため施設更新積立資産5円を積み立てた。

支出命令書	
一般会計	
款	特定資産積立支出
項	施設更新積立資産積立支出
目	
節	
一、金5円也 ただし、施設更新積立資産の積立て 支払はJA〇〇普通貯金***からの振込	

※ A 頭首工(譲与)の減価償却費20円の内土地改良区分2円、B 用水路(譲与)の減価償却10円の内土地改良区分1円及びC 頭首工(管理受託)の減価償却費2円、計5円を施設更新積立資産として積み立てる。

4 収入・支出整理簿への転記

収入・支出命令書に記載された取引について、収入・支出整理簿への転記を行う。

収入・支出命令書には収支予算書の勘定科目が記載されているため、収入・支出整理簿には、収入・支出命令書に記載された勘定科目及び金額がそのまま転記される。

収入・支出命令書に収支計算外出納と記載されている場合は、収入・支出整理簿に転記しない。収入・支出命令書から収入・支出整理簿への転記の例として区分番号(3)の取引を例に転記を行う。

以下、転記例を示すが、日付順ではなく、科目の款項の順に示す。

参考：(1)

収入命令書	
一般会計	
款	借入金収入
項	その他の借入金収入
目	
節	
一、金 200 円也	
ただし、短期運営資金 なお、収支計算外出納のため整理簿には記載しない	

参考：(3)

支出命令書	
一般会計	
款	一般管理費支出
項	運営事務費支出
目	総(代)会費
節	
一、金 10 円也	
ただし、総(代)会の出席者用茶代	

支出整理簿							
款	一般管理費支出	項	運営事務費支出	目	総(代)会費	節	

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	支出額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×1 4/25	(3)	総(代)会の 出席者用茶代	〇〇本舗	10	10	10	0	

収入整理簿

款 土地改良事業収入 項 経常賦課金収入 目 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	収入額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×1 9/1	(13)	経常賦課金 の徴収		422	417	417	5	

収入整理簿

款 補助金等収入 項 補助金収入 目 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	収入額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×1 12/5	(15)	〇〇事業補助金 の概算払	農林水産省	100	50	50	50	

収入整理簿

款 借入金収入 項 公庫資金借入金収入 目 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	収入額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×2 3/31	(20)	C頭首工に係る県 営事業分担金納 付のための借入れ	日本政策金 融公庫	50	50	50	0	

支出整理簿

款 土地改良事業支出 項 適正化事業拠出金支出 目 適正化事業拠出金 節

年 月日	命令書の 番号	摘要		予算額	支出額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×1 6/1	(6)	維持管理適正 化事業第1期分 の拠出金	〇〇 土地連	200	200	200	0	

支出整理簿

款 一般管理費支出 項 運営事務費支出 目 総(代)会費 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	支出額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×1 4/25	(3)	総(代)会の 出席者用茶代	〇〇本舗	10	10	10	0	

支出整理簿

款 一般管理費支出 項 運営事務費支出 目 消耗什器備品費 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	支出額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×1 5/10	(4)	文房具代	(株)〇〇	20	20	20	0	

支出整理簿

款 一般管理費支出 項 運営事務費支出 目 賞与支払 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	支出額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×1 6/30	(8)	職員賞与		60	60	60	0	

支出整理簿

款 土地改良事業費支出 項 維持管理費支出 目 支払保険料 節

年月日	命令書の番号	摘要		予算額	支出額		予算残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×2 2/1	(16)	土地改良施設 管理者保険料の 1年分支払	〇〇保険	60	60	60	0	

支出整理簿

款 一般管理費支出 項 事務所費支出 目 水道光熱費 節

年月日	命令書の番号	摘要		予算額	支出額		予算残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×1 5/20	(5)	事務所電気代 4月分	〇〇電力	10	10	10	0	

支出整理簿

款 土地改良事業負担金支出 項 都道府県営事業分担金支出 目 節

年月日	命令書の番号	摘要		予算額	支出額		予算残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×2 3/31	(20)	C頭首工に係る 分担金 (県営事業)		50	50	50	0	

支出整理簿

款 土地改良事業負担金支出 項 都道府県営事業分担金支出 目 節

年月日	命令書の番号	摘要		予算額	支出額		予算残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×1 12/1	(14)	県営事業分担金 納付	〇〇県	100	100	100	0	

支出整理簿

款 支払利息 項 借入金利息 目 その他の借入金 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	支出額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
× 2 3/31	(19)	短期借入の利息 の支払	〇〇銀行	4	4	4	0	

支出整理簿

款 特定資産積立支出 項 職員退職給付引当積立資産積立支出 目 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	支出額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
× 2 3/31	(30)	職員退職給付引 当資産の積立て		10	10	10	0	

支出整理簿

款 特定資産積立支出 項 施設更新積立資産積立支出 目 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	支出額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
× 2 3/31	(31)	施設更新積立資 産の積立て		32	5	5	27	

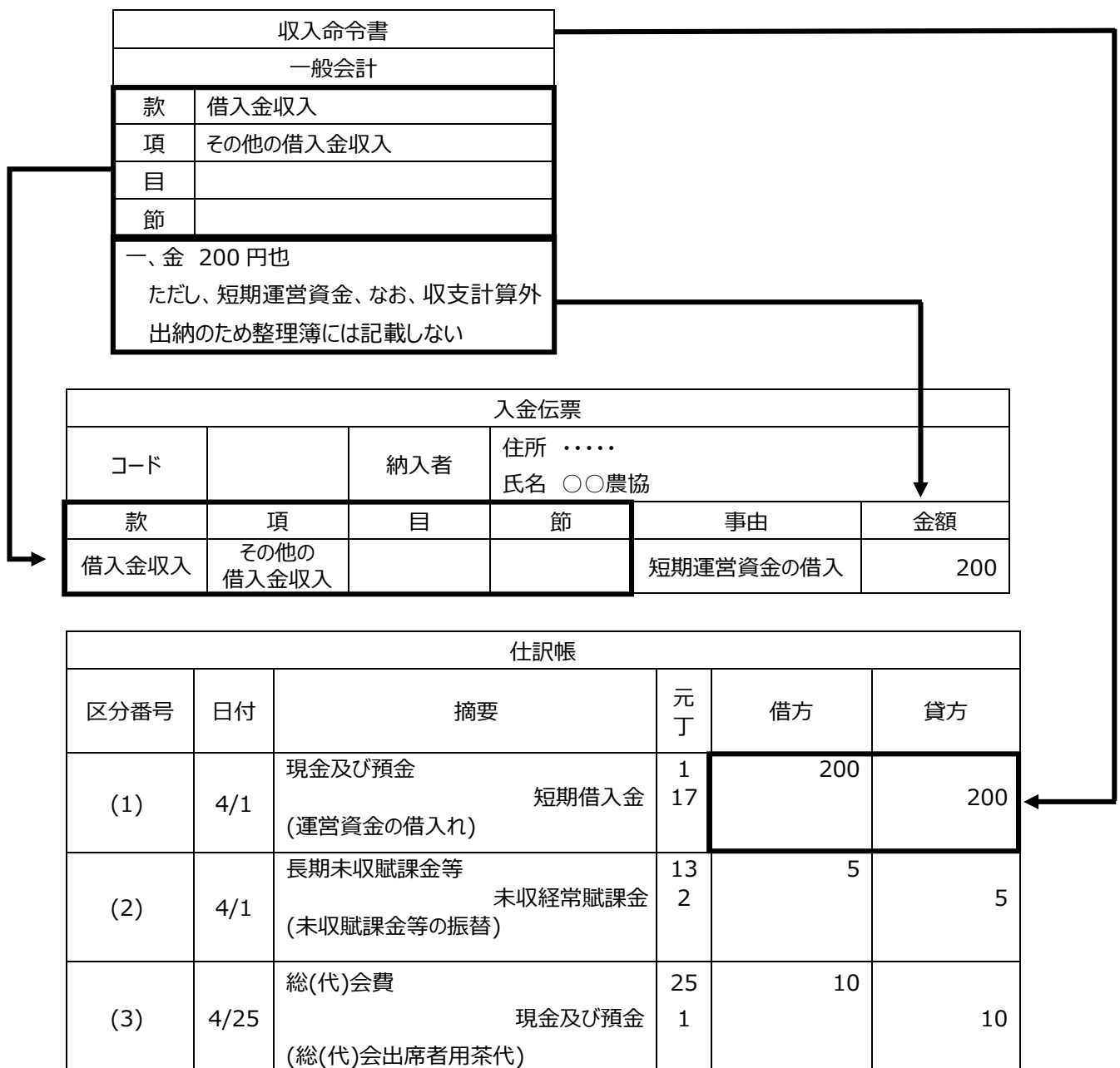
5 仕訳帳への記帳

命令書の決裁後、仕訳の記帳を行う。

仕訳の記帳に当たっては、命令書と預金通帳、契約書等の証憑書類との照合の上、仕訳帳への記帳を行う。

ここでは、伝票制度を採用している場合を前提に、以下に示す(1)の取引を例に命令書から入金伝票、仕訳帳への転記について示す。

なお、発生主義を採用していることから伝票制度の採用に関わらず、命令書から直接仕訳帳への記帳がなされる。



(4)	5/10	消耗什器備品費 現金及び預金 (消耗品費の支払)	26 1	20	20
(5)	5/20	水道光熱費 現金及び預金 (事務所電気代)	27 1	10	10
(6)	6/1	適正化事業拠出金 現金及び預金 (適正化事業第1期拠出金)	12 1	200	200
(7)	6/5	仕訳なし			
(8)	6/30	職員賞与 ^{※1} 現金及び預金 現金及び預金 預り金 (職員賞与)	24 1 1 16	60 10	60 10
(9)	7/10	預り金 現金及び預金 (源泉所得税の納付)	16 1	10	10
(10)	8/5	所有土地改良施設 未払金 所有土地改良施設受贈益 (土地改良施設の譲与)	5 15 29	200	20 180
(11)	8/5	受託土地改良施設使用収益権 未払金 (土地改良施設の管理受託)	6 15	50	50
(12)	8/10	未収経常賦課金 経常賦課金 (経常賦課金の賦課)	2 20	422	422
(13)	9/1	現金及び預金 未収経常賦課金 (経常賦課金の徴収)	1 2	417	417
(14)	12/1	前払金 現金及び預金 (県営かんがい排水事業分担金の納付)	3 1	100	100
(15)	12/5	現金及び預金 受取補助金 (補助金等の概算払)	1 21	50	50

(16)	2/1	支払保険料 現金及び預金 (保険料1年分支払)	23 1	60	60
(17)	3/5	修繕費 未払金 (A 頭首工の修繕)	22 15	100	100
(18)	3/10	車両運搬具 未払金 (施設管理車両の購入)	11 15	40	40
(19)	3/31	短期借入金 借入金利息 現金及び預金 (4月1日借入金の返済)	17 28 1	200 4	204
(20)	3/31	現金及び預金 公庫資金等長期借入金 未払金 現金及び預金 (C 頭首工に係る負担金の支払)	1 18 15 1	50 50	50 50
(30)	3/31	職員退職給付引当積立資産 ^{※2} 現金及び預金 (職員退職給付引当積立資産の積立て)	8 1	10	10
(31)	3/31	施設更新積立資産 ^{※2} 現金及び預金 (施設更新積立資産の積立て)	9 1	5	5

※1 区分番号(8)、職員に対する賞与であることを示すため、款：一般管理費 項：運営事務費
目：職員賞与を追加した。

6 総勘定元帳及び補助簿への転記

仕訳帳に記帳された仕訳を総勘定元帳に転記する。

ここでは、仕訳帳の区分番号(1)の取引を例に現金及び預金元帳への転記について示す(※1)。

まず、4/1「前期繰越」として、前期末の金額を記載する。

次に、期中取引について総勘定元帳に金額と仕訳帳の相手勘定を記載する。相手勘定が複数にわたる場合は「諸口」と記載する(※2)。

決算整理仕訳の計上後、当事業年度末の金額について、3/31「次期繰越」と記載し、総勘定元帳を締め切るとともに、翌事業年度に繰り越す。

仕訳帳					
区分 番号	日付	摘要	元丁	借方	貸方
(1)	4/1	現金及び預金	1	200	
		短期借入金※1 (運営資金の借入)	17		200
(2)	4/1	長期未収賦課金等	13	5	
		未収経常賦課金 (未収賦課金等の振替)	2		5

1

総勘定元帳						
流動資産						
現金及び預金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/1	前期繰越		200		借	200
4/1	短期借入金※1	(1)	200		〃	400
4/25	総(代)会費	(3)		10	〃	390
5/10	消耗什器備品費	(4)		20	〃	370
5/20	水道光熱費	(5)		10	〃	360
6/1	適正化事業拠出金	(6)		200	〃	160
6/30	職員賞与	(8)		60	〃	100
6/30	預り金	(9)	10		〃	110
7/10	預り金	(9)		10	〃	100
9/1	未収経常賦課金	(13)	417		〃	517
12/1	前払金	(14)		100	〃	417
12/5	受取補助金	(15)	50		〃	467
2/1	支払保険料	(16)		60	〃	407
3/31	諸口※2	(19)		204	〃	203
3/31	公庫資金等長期借入金	(20)	50		〃	253
3/31	未払金	(20)		50	〃	203

3/31	職員退職給付引当資産積立て	(30)		10	〃	193
3/31	施設更新積立資産積立て	(31)		5	〃	188

※仕丁番号(19)諸口：短期借入金 200 / 現金及び預金 204
借入金利息 4

2

総勘定元帳						
流動資産						
未収賦課金等						
未収経常賦課金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/1	前期繰越		5		借	5
4/1	長期未収賦課金等	(2)		5		0
8/10	経常賦課金	(12)	422		借	422
9/1	現金及び預金	(13)		417	〃	5

4

総勘定元帳						
基本財産						
山林、宅地及びその従物						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/1	前期繰越		20		借	20

5

総勘定元帳						
特定資産						
所有土地改良施設						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/1	前期繰越		500		借	500
8/5	諸口※	(10)	200		借	700

※仕丁番号(10)諸口：所有土地改良施設 200 / 所有土地改良施設受贈益 180
未払金 20

6

総勘定元帳						
特定資産						
受託土地改良施設使用収益権						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
8/5	未払金	(11)	50		借	50

7

総勘定元帳						
特定資産						
転用決済金積立資産						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/1	前期繰越		10		借	10

8

総勘定元帳						
特定資産						
職員退職給付引当積立資産						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
3/31	現金及び預金	(30)	10		借	10

9

総勘定元帳						
特定資産						
施設更新積立資産						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
3/31	現金及び預金	(31)	5		借	5

10

総勘定元帳						
その他固定資産						
建物						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/1	前期繰越		50		借	50

11

総勘定元帳						
その他固定資産						
車両運搬具						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
3/10	未払金	(18)	40		借	40

※翌事業年度の4月から事業の用に供することから、当期は減価償却をしない。

12

総勘定元帳						
その他固定資産						
適正化事業拠出金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
6/1	現金及び預金	(6)	200		借	200

13

総勘定元帳						
その他固定資産						
長期未収賦課金等						
経常賦課金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/1	未収経常賦課金		5		借	5

14

総勘定元帳						
その他固定資産						
出資金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/1	前期繰越		5		借	5

15

総勘定元帳						
流動負債						
未払金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
8/5	所有土地改良施設	(10)		20	貸	20
8/5	受託土地改良施設使用収益権	(11)		50	貸	70
3/5	修繕費	(17)		100	貸	170
3/10	車両運搬具	(18)		40	貸	210
3/31	現金及び預金	(20)	50		貸	160

16

総勘定元帳						
流動負債						
預り金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
6/30	現金及び預金	(8)		10	貸	10
7/10	現金及び預金	(9)	10			0

17

総勘定元帳						
流動負債						
短期借入金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/1	現金及び預金	(1)		200	貸	200
3/31	現金及び預金	(19)	200			0

18

総勘定元帳						
固定負債						
公庫資金等長期借入金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
3/31	現金及び預金	(20)		50	貸	50

19

総勘定元帳						
固定負債						
その他の長期借入金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/1	前期繰越			50	貸	50

22

総勘定元帳						
土地改良事業費						
維持管理費						
修繕費						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
3/5	未払金	(17)	100		借	100

24

総勘定元帳						
一般管理費						
運営事務費						
職員賞与						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
6/30	現金及び預金	(8)	60		借	60

25

総勘定元帳						
一般管理費						
運営事務費						
総(代)会費						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/25	現金及び預金	(3)	10		借	10

26

総勘定元帳						
一般管理費						
運営事務費						
消耗什器備品費						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
5/10	現金及び預金	(4)	20		借	20

23

総勘定元帳						
土地改良事業費						
維持管理費						
支払保険料						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
2/1	現金及び預金	(16)	60		借	60

27

総勘定元帳						
一般管理費						
事務所費						
水道光熱費						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
5/20	現金及び預金	(5)	10		借	10

総勘定元帳						
流動資産						
前払金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
12/1	現金及び預金	(14)	100		借	100

20

総勘定元帳						
土地改良事業収入						
経常賦課金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
8/10	未収経常賦課金	(12)		422	貸	422

21

総勘定元帳						
受取補助金等						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
12/5	現金及び預金	(15)		50	貸	50

28

総勘定元帳						
支払利息						
借入金利息						
その他の借入金						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
3/31	現金及び預金	(19)	4		借	4

29

総勘定元帳						
固定資産受贈益						
所有土地改良施設受贈益(指定正味財産)						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
8/5	所有土地改良施設	(10)		180	貸	180

仕訳帳から総勘定元帳への転記とともに、勘定科目の管理及び財務諸表への注記や財産目録作成のために補助簿の記帳も行う。ここでは、これまでの期中取引について、財務諸表への注記及び財産目録作成のために必要な補助簿について作成例を示

×0 年度分

賦課金(賦課区分別)台帳						
年月日	摘要	伝票番号	賦課金額	徴収済額	徴収未済額	備考
×0年××月××日	〇〇	××	380	375	5	

×1 年度分

賦課金(賦課区分別)台帳						
年月日	摘要	伝票番号	賦課金額	徴収済額	徴収未済額	備考
×1年8月10日	〇〇	(12)	422	0	422	
×1年9月1日	〇〇	(13)		417	5	

※伝票番号は、仕訳帳の区分番号を示す。

土地改良施設台帳														
施設名	事業名	造成主体	事業費(取得価額)		取得年度	耐用年数	事業区分	管理区分	経過年数	減価償却累計額		期末残高		備考
			全体	うち土改区負担						全体	うち土改区負担	全体	うち土改区負担	
A 頭首工	〇〇事業	県	1,000	100	××	50	新設	所有	25	500	50	500	50	
B 用水路	〇〇事業	県	200	20	×1	20	新設	所有						
C 頭首工	〇〇事業	県	500	50	×1	25	新設	管理受託						
合計			1,700	170						500	50	500	50	

固定資産台帳											
資産の種類及び名称	取得年月日	数量	所在	耐用年数	取得価額	期首帳簿価額	当期減価償却額	減価償却累計額	期末帳簿価額	備考	
建物	×××	1棟	〇〇市	20	100	50		50	50		
土地	×××	〇㎡	〇〇市		20	20			20	基本財産	
車両運搬具	×2/3/10	1台	事務所	4	40						
合計					140	70		50	70		

7 合計残高試算表への転記

合計残高試算表の合計欄には、総勘定元帳の各勘定科目の借方合計と貸方合計を転記し、残高欄には、各勘定科目の借方合計と貸方合計の差額となる残高を転記する。

合計欄・残高欄の合計(総額)が、借方と貸方でそれぞれ一致していることを確認する。

合計残高試算表

借方		勘定科目		貸方	
残高	合計	項	目	合計	残高
188	927	現金及び預金		739	
5	427	未収賦課金等	未収経常賦課金	422	
100	100	前払金			
20	20	山林、宅地及びその従物			
700	700	所有土地改良施設			
50	50	受託土地改良施設使用収益権			
10	10	転用決済金積立資産			
10	10	職員退職給付引当積立資産			
5	5	施設更新積立資産			
50	50	建物			
40	40	車両運搬具			
200	200	適正化事業拠出金			
5	5	長期未収賦課金等	経常賦課金		
5	5	出資金			
	50	未払金		210	160
	10	預り金		10	
	200	短期借入金		200	
		公庫資金等長期借入金		50	50
		その他の長期借入金		50	50
		一般正味財産		270	270
		指定正味財産		470	470
		経常賦課金		422	422
		受取補助金		50	50
100	100	維持管理費	修繕費		
60	60	維持管理費	支払保険料		
60	60	運営事務費	職員賞与		
10	10	運営事務費	総(代)会費		
20	20	運営事務費	消耗什器備品費		
10	10	運営事務費	水道光熱費		
4	4	借入金利息	その他借入金		
		所有土地改良施設受贈益(指定)		180	180
1,652	3,073	合計		3,073	1,652

8 決算整理仕訳の記入と総勘定元帳の締切り

財務諸表等の最終的な金額を確定させるため、決算整理仕訳を計上し、各勘定科目の最終数値を翌事業年度に繰り越すために総勘定元帳を締め切る。

決算整理仕訳は、会計細則例第 49 条(貸借対照表等の提出)を考慮し、事業年度末日経過後、翌事業年度の 4 月から 5 月にかけて行う。

一般的な決算整理仕訳の種類と仕訳パターン例を以下に示す。

区分	取引	仕訳パターン例	
		借方	貸方
①	経過勘定科目の計上	前払費用	賃借料・保険料等
		賃借料・保険料等	未払費用
		未収収益	受取利息等
		地代、家賃、手数料等	前受収益
②	1 年基準による流動項目への振替	長期借入金	短期借入金
③	貯蔵品の計上	貯蔵品	消耗什器備品費
④	減価償却の実施	減価償却費	建物・機械及び装置等
⑤	指定正味財産から一般正味財産への振替	一般正味財産への振替額	受取補助金
		一般正味財産への振替額	固定資産受贈益
⑥	有価証券の期末評価	有価証券・出資金	受取利息
		有価証券・出資金	有価証券評価益
		有価証券評価損	有価証券・出資金
⑦	引当金の計上	賞与引当金繰入額	賞与引当金
		退職給付費用	職員退職給付引当金
		役員退任慰労引当金繰入額	役員退任慰労引当金
⑧	仮勘定の整理	該当する勘定科目	仮払金
		仮受金	該当する勘定科目

なお、これまでの期中取引例に基づき必要な決算整理仕訳は以下のとおり。

決算整理仕訳は財務諸表等の作成日までに計上されるが、帳簿上の日付は3月31日となる。

区分番号	種類	決算整理の種類	仕訳と勘定科目	
			借方	貸方
(21)	保険料の繰延	①	前払保険料	維持管理費 : 支払保険料
(22)	未収補助金の計上	①	その他未収金	受取補助金
(23)	未払利息の計上	①	借入金利息	未払利息
(24)	公庫資金等長期借入金の振替	②	公庫資金等長期借入金	短期借入金
(25)	土地改良施設等の減価償却費の計上	④	所有土地改良施設減価償却費	所有土地改良施設
			受託土地改良施設使用収益権減価償却費	受託土地改良施設使用収益権
(26)	建物等の減価償却費の計上	④	減価償却費	建物
(27)	指定正味財産から一般正味財産への振替	⑤	一般正味財産への振替額	所有土地改良施設受贈益 [※]
(28)	有価証券の評価	⑥	出資金	受取利息
(29)	職員退職給付引当金の計上	⑦	職員退職給付費用	職員退職給付引当金

※決算整理の種類番号は、前ページの区分に対応している。

※区分番号(27)の貸方勘定科目の経常収入として

「款：固定資産受贈益 項：所有土地改良施設受贈益」は、追加した。

(21) 支払保険料の繰延べ

取引例

区分番号(16)で、2月1日に当期で支払った1年分の土地改良施設管理者保険料(60円)について、翌年度に属する保険料10か月分の50円を当期の保険料から差し引き、前払保険料として繰り延べる。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	流動資産	款	土地改良事業費
項	前払保険料※	項	維持管理費
目		目	支払保険料
節		節	
一、金 50 円也			
ただし、支払保険料の翌事業年度分の繰延べ			

※「前払保険料」は、経過勘定として計上している。

参考：翌事業年度期首の処理

当期に繰り延べた「支払保険料」は、期首に決算整理仕訳と逆の仕訳を行うことにより、支出勘定の「支払保険料勘定」に振り戻します。この仕訳を再振替仕訳といいます。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	土地改良事業費	款	流動資産
項	維持管理費	項	前払保険料
目	支払保険料	目	
節		節	
一、金 50 円也			
ただし、前事業年度経過勘定として処理した支払保険料の再振替仕訳			

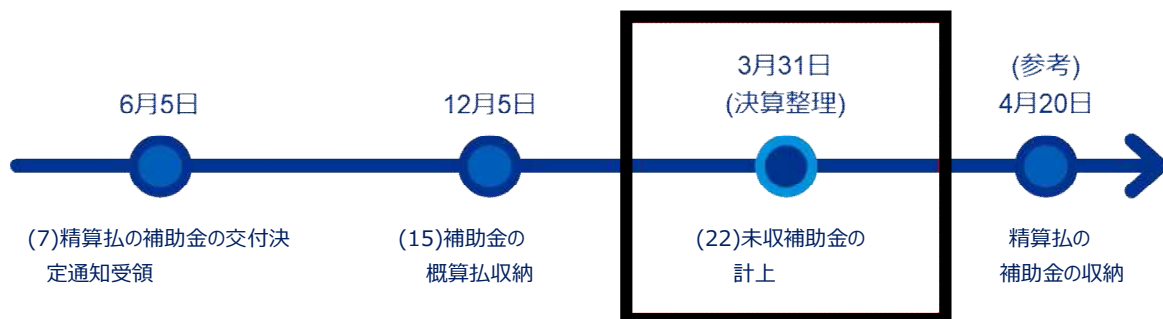
(22) 未収補助金の計上

取引例

区分番号(7)で、交付決定を受けた精算払の補助金 100 円について、区分番号(15)の概算払額 50 円を除いた 50 円を申請するために実績報告書を提出し、額の決定を受けた。

なお、申請した補助金 50 円は 4 月 20 日に交付を受ける予定。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	流動資産	款	受取補助金等
項	その他未収金	項	受取補助金
目	未収補助金	目	
節		節	
一、金 50 円也			
ただし、精算払補助金の未収計上			



(23) 未払利息の計上

取引例

前期に農協から借入れているその他長期借入金 50 円について未払利息 1 円を計上する。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	支払利息	款	流動負債
項	借入金利息	項	未払利息
目	その他の借入金	目	
節		節	
一、金 1 円也			
ただし、その他長期借入金の未払利息の計上			

(24) 公庫資金等長期借入金の振替

取引例

区分番号(20)で借入れた公庫資金等長期借入金 50 円について、1 年基準※に基づき翌事業年度末に返済予定の 10 円について、短期借入金に振り替える。なお借入金は 5 年間、毎事業年度末に償還する。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	固定負債	款	流動負債
項	公庫資金等長期借入金	項	短期借入金
目		目	
節		節	
一、金 10 円也			
ただし、公庫資金等長期借入金の振替			

※ 1 年基準：貸借対照表において、決算日(貸借対照表日)の翌日から起算して、1 年以内に回収や支払ができるかどうかによって分類する会計上の基準をいう。

(25) 土地改良施設等の減価償却費の計上

取引例

区分番号(10)で譲与を受けた B 用水路、区分番号(11)で管理受託を受けた C 頭首工、前事業年度以前より所有している A 頭首工について減価償却費を計上する。

区分番号(10)で計上した所有土地改良施設受贈益(指定正味財産)について、区分番号(27)にて、減価償却費に対応する金額を一般正味財産に振り替える。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	減価償却費	款	特定資産
項	所有土地改良施設 減価償却費	項	所有土地改良施設
目		目	
節		節	
一、金 30 円也			
ただし、A 頭首工及び B 用水路の減価償却費			

※ A 頭首工の減価償却費 $1,000 \text{ 円} \div 50 \text{ 年} = 20 \text{ 円}$
 と B 用水路の減価償却費 $200 \text{ 円} \div 20 \text{ 年} = 10 \text{ 円}$ の合計 30 円

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	減価償却費	款	特定資産
項	受託土地改良施設 使用収益権減価償 却費	項	受託土地改良施設 使用収益権
目		目	
節		節	
一、金 2 円也			
ただし、C 頭首工の減価償却費			

※ $50 \text{ 円} \div 25 \text{ 年} = 2 \text{ 円}$

(26) 建物等の減価償却費の計上

取引例

前事業年度以前より所有している建物(建設費 100 円、耐用年数 20 年)について減価償却費 5 円を計上する。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	一般管理費	款	その他固定資産
項	事務所費	項	建物
目	減価償却費	目	
節		節	
一、金 5 円也 ただし、建物の減価償却費			

(27) 指定正味財産から一般正味財産への振替(区分番号(25)の減価償却と同時に行う。)

取引例

区分番号(10)で譲与を受けた B 用水路、前事業年度以前より所有している A 頭首工に充当した指定正味財産(国又は都道府県等の負担分)について、減価償却費に対応する金額を指定正味財産(所有土地改良施設受贈益)から減額し、同額を一般正味財産に振り替える。

なお、一般正味財産に振り替えた所有土地改良施設受贈益は、減価償却費と対応させるため、経常収入に計上する。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	一般正味財産への振替額(指定)	款	固定資産受贈益(追加)
項		項	所有土地改良施設受贈益(追加)
目		目	
節		節	
一、金 27 [*] 円也 ただし、A 頭首工と B 用水路に係る指定正味財産の一般正味財産への振替			

※ A 頭首工減価償却費 20 円×補助率 90% = 18 円

B 用水路減価償却費 10 円×補助率 90%=9 円 の合計 27 円

款：固定資産受贈益 項：所有土地改良施設受贈益は、経常収入として追加。

(28) 有価証券の評価

取引例

期首時点で保有している額面 10 円、取得価額 5 円の国債について、償却原価法(定額法)にて期末評価を行う。国債の償還期限は 5 年後の事業年度末日である。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	その他固定資産	款	雑収入
項	出資金	項	受取利息配当金
目		目	受取利息
節		節	
一、金 1 円也			
ただし、有価証券の期末評価			

※ 償却原価法適用による評価増

(額面 10 円 - 期首貸借対照表価額 5 円) × 1 年 / 5 年 = 1 円

(29) 職員退職給付引当金の計上

取引例

土地改良会計基準の導入に合わせ、退職給付会計を適用する。
事業年度末における退職給付債務は、退職一時金 10 円であった。

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	一般管理費	款	固定負債
項	運営事務費	項	職員退職給付引当金
目	退職給付費用	目	
節		節	
一、金 10 円也			
ただし、職員退職給付引当金の計上			

決算整理仕訳(区分番号 21 から 29 の取引)を仕訳帳に記帳する。

仕訳帳					
区分番号	日付	摘要	元丁	借方	貸方
(21)	3/31	前払保険料	30	50	
		支払保険料 (支払保険料の繰延べ)	23		50
(22)	3/31	未収補助金	31	50	
		受取補助金 (未収補助金の計上)	21		50
(23)	3/31	借入金利息	28	1	
		未払利息 (未払利息の計上)	32		1
(24)	3/31	公庫資金等長期借入金	18	10	
		短期借入金 (公庫資金等長期借入金の振替)	17		10
(25)	3/31	所有土地改良施設減価償却費	33	30	
		所有土地改良施設	5		30
		受託土地改良施設使用収益権減価償却費	36	2	
		受託土地改良施設使用収益権 (土地改良施設等の減価償却費)	6		2
(26)	3/31	減価償却費	37	5	
		建物 (建物の減価償却費)	10		5
(27)	3/31	一般正味財産への振替額(指定)	34	27	
		所有土地改良施設受贈益 (一般正味財産への振替)	35		27
(28)	3/31	出資金	14	1	
		受取利息 (有価証券の期末評価)	38		1
(29)	3/31	退職給付費用	39	10	
		職員退職給付引当金 (職員退職給付引当金の計上)	40		10

※ 期末決算整理仕訳から総勘定元帳への転記は省略している。

所有土地改良施設を例に総勘定元帳の締め切りを行うと以下のとおり。

総勘定元帳						
特定資産						
所有土地改良施設						
日付	摘要	仕丁	借方	貸方	貸借	残高
4/1	前期繰越		500		借	500
8/5	諸口 [※]	(10)	200		借	700
3/31	所有土地改良施設 減価償却費	(25)		30	借	670
3/31	次期繰越			670		

※諸口：所有土地改良施設 200 / 所有土地改良施設受贈益 180
未払金 20

収支予算書に計上した収入及び支出に係る資産及び負債で、5月31日までに決済が完了するものを資金の範囲に含めることとしているため、決算整理にて収入・支出整理簿に計上する。

以下の補助金収入や修繕費の支出等については、実際に収入・支出があった日付で整理簿に記帳することとなる。

収入整理簿

款 補助金等収入 項 補助金収入 目 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	収入額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×2 4/20	(22)	〇〇事業補助金の精算払	農林水産省	100	50	100	0	

支出整理簿

款 土地改良事業費支出 項 維持管理費支出 目 修繕費 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	支出額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×2 4/30	(17)	修繕費の支払	(株)〇〇	100	100	100	0	

支出整理簿

款 固定資産取得支出 項 車両運搬具取得支出 目 節

年 月日	命令書 の番号	摘要		予算額	支出額		予算 残高	備考
		内容	債主氏名		金額	累計		
×2 4/30	(18)	車両運搬具の代金の支払	(株)〇〇	40	40	40	0	

決算整理仕訳に基づき、土地改良施設台帳及び固定資産台帳を更新すると下表のとおり。

土地改良施設台帳														
施設名	事業名	造成主体	事業費 (取得価額)		取得 年度	耐用 年数	事業 区分	管理 区分	経過 年数	減価償却 累計額		期末残高		備考
			全体	うち 土改区 負担						全体	うち 土改区 負担	全体	うち 土改区 負担	
A 頭首工	〇〇事業	県	1,000	100	××	50	新設	所有	26	520	52	480	48	
B 用水路	〇〇事業	県	200	20	×1	20	新設	所有	1	10	1	190	19	
所有土地改良施設			1,200	120						530	53	670*	67	
C 頭首工	〇〇事業	県	500	50	×1	25	新設	管理 受託	1	20	2	480	48	
受託土地改良施設 使用収益権			500	50						20	2	480	48*	
合計			1,700	170						550	55	1,150	115	

※ 貸借対照表計上額

固定資産台帳										
資産の種類 及び名称	取得 年月日	数量	所在	耐用 年数	取得 価額	期首帳簿 価額	当期減価 償却額	減価償却 累計額	期末帳 簿価額	備考
建物	×××	1棟	〇〇市	20	100	50	5	55	45	
土地	×××	〇㎡	〇〇市		20	20			20	基本 財産
車両運搬具	×2/3/10	1台	事務所	4	40				40*	
合計					160	70	5	55	105	

※ 車両運搬具については、翌事業年度の4月から用に供するため、当事業年度は減価償却費を計上しない。

※ 固定資産台帳における耐用年数は例示であり、詳細な年数は大蔵省令等参照されたい。

9 精算表の作成

精算表には合計残高試算表に記載されている勘定科目が属する款、項も含めて記載する。

目、節の単位で表示されている勘定科目について、正味財産増減計算書及び貸借対照表の表示科目である項に集約するため、表示組み替えを行う。

科目	合計残高試算表		修正記入		表示組み替え		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
(貸借対照表)										
流動資産										
現金及び預金	188									188
未収賦課金等						5				5
未収経常賦課金(目)	5					5				
その他未収金						50				50
未収補助金(目)			50			50				
前払金	100									100
前払保険料			50							50
基本財産										
山林、宅地及びその従物	20									20
特定資産										
所有土地改良施設	700			30						670
受託土地改良施設使用収益権	50			2						48
転用決済金積立資産	10									10
職員退職給付引当積立資産	10									10
施設更新積立資産	5									5
その他固定資産										
建物	50			5						45
車両運搬具	40									40
適正化事業拠出金	200									200
長期未収賦課金等	5									5
出資金	5		1							6
流動負債										
未払金		160								160
未払利息				1						1
短期借入金				10						10
固定負債										
公庫資金等長期借入金		50	10							40
その他の長期借入金		50								50
職員退職給付引当金				10						10

科目	合計残高試算表		修正記入		表示組み替え		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
(正味財産増減計算書)										
(一般正味財産増減の部)										
土地改良事業収入										
経常賦課金		422						422		
受取補助金等										
受取補助金		50		50				100		
雑収入										
受取利息配当金										
受取利息(目)				1	1			1		
所有土地改良施設受贈益(一般正味財産)				27				27		
土地改良事業費										
維持管理費					110		110			
修繕費(目)	100					100				
支払保険料(目)	60			50		10				
減価償却費										
所有土地改良施設減価償却費				30			30			
受託土地改良施設使用収益権減価償却費				2			2			
一般管理費										
運営事務費					100		100			
職員賞与(目)	60					60				
退職給付費用(目)			10			10				
総(代)会費(目)	10					10				
消耗什器備品費(目)	20					20				
事務所費					15		15			
減価償却費(目)				5		5				
水道光熱費(目)	10					10				
支払利息(経常外支出)										
借入金利息	4			1			5			

科目	合計残高試算表		修正記入		表示組み替え		正味財産増減計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
一般正味財産期首残高		270						270		
一般正味財産期末残高							558			558
(指定正味財産の部)										
固定資産受贈益										
所有土地改良施設受贈益(指定正味財産)		180						180		
一般正味財産への振替額				27				△ 27		
指定正味財産期首残高		470						470		
指定正味財産期末残高							623			623
合計	1,652	1,652	186	186	281	281	1,443	1,443	1,452	1,452

10 財務諸表等への転記

- (1) 貸借対照表及び正味財産増減計算書
精算表の最終的な金額を貸借対照表及び正味財産増減計算書に転記する。

貸借対照表
×2年3月31日現在

I 資産の部 1 流動資産 現金及び預金 188 未収賦課金等 5 その他未収金 50 前払金 100 前払保険料 50 流動資産合計 393 2 固定資産 (1)基本財産 山林、宅地及びその従物 20 ※1 基本財産合計 20 (2)特定資産 所有土地改良施設 670 ※2 受託土地改良施設使用収益権 48 ※3 転用決済金積立資産 10 ※3 職員退職給付引当積立資産 10 施設更新積立資産 5 ※3 特定資産合計 743 (3)その他固定資産 建物 45 車両運搬具 40 適正化事業拠出金 200 長期未収賦課金等 5 出資金 6 その他固定資産合計 296 固定資産合計 1,059 合計 1,452	II 負債の部 1 流動負債 未払金 160 未払利息 1 短期借入金 10 流動負債合計 171 2 固定負債 公庫資金等長期借入金 40 その他の長期借入金 50 職員退職給付引当金 10 固定負債合計 100 III 正味財産の部 1 指定正味財産 623 (うち基本財産への充当額) (20) ※1 (うち特定資産への充当額) (603) ※2 2 一般正味財産 558 (うち特定資産への充当額) (130) ※3 合計 1,452
---	--

※1 山林、宅地及び従物の貸借対照表価額 20 円(固定資産台帳より)指定正味財産

※2 国、都道府県等の負担額 670 - 67 = 603 円(土地改良施設台帳より)

※3 所有土地改良施設の土地改良区負担額 67 円、受託土地改良施設使用収益権の土地改良区負担額 48 円(土地改良施設台帳より)、転用決済金積立資産 10 円、施設更新積立資産 5 円の合計 130 円(積立金台帳より)

正味財産増減計算書
×1年4月1日から×2年3月31日まで

I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収入	
土地改良事業収入	
経常賦課金	422
受取補助金等	
受取補助金	100
雑収入	
受取利息配当金	1
固定資産受贈益(追加)	
所有土地改良施設受贈益(追加)	27
経常収入計	550
(2) 経常支出	
土地改良事業費	
維持管理費	110
減価償却費	
所有土地改良施設減価償却費	30
受託土地改良施設使用収益権減価償却費	2
一般管理費	
運営事務費	100
事務所費	15
土地改良事業負担金	
経常支出計	257
当期経常増減額	293
2 経常外増減の部	
(1) 経常外支出	
支払利息	
借入金利息	5
経常外支出計	5
当期経常外増減計	△5
当期一般正味財産増減額	288
一般正味財産期首残高	270
一般正味財産期末残高	558
II 指定正味財産増減の部	
固定資産受贈益	
所有土地改良施設受贈益	180
一般正味財産への振替額	△27
当期指定正味財産増減額	153
指定正味財産期首残高	470
指定正味財産期末残高	623
III 正味財産期末残高	1,181

(2)財務諸表に対する注記

補助簿等の記載内容から財務諸表に対する注記を作成する。

1 重要な会計方針

土地改良区会計基準(平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2938 号、農林水産省農村振興局長通知)を採用している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 土地改良施設等の減価償却方法

定額法によっている。

なお、主要な耐用年数は以下のとおり

・所有土地改良施設	20 年～50 年
・受託土地改良施設使用収益権	25 年

② その他固定資産の減価償却方法

定額法によっている。

なお、主要な耐用年数は以下のとおり

・建物	20 年
・車両運搬具	4 年

(3) 引当金の計上基準

・職員退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(4) 積立金の計上基準

① 転用決済金積立資産

転用決済金規程に基づき、積み立てている。

② 職員退職給付引当積立資産

職員の退職給付に備えるため、職員退職金規程に基づき積み立てている。

③ 施設更新積立資産

土地改良施設の更新に備えるため、施設更新積立金規程に基づき積み立てている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

単位：円

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高 ^{※1}
基本財産				
山林、宅地及びその従物	20			20
小計	20			20
特定資産				
所有土地改良施設	500	200	30	670
受託土地改良施設使用収益権		50	2	48
転用決済金積立資産	10			10
職員退職給付引当積立資産		10		10
施設更新積立資産		5		5
小計	510	265	32	743
合計	530	265	32	763

※ 固定資産台帳及び積立金台帳の内容に基づき記載する。

※1 貸借対照表の資産の部に計上されている金額と一致

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

単位：円

科目	当期末残高 ^{※1}	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
山林、宅地及びその従物	20	20 ^{※3}		
小計	20	20		
特定資産				
所有土地改良施設	670	603 ^{※2}	67 ^{※3}	
受託土地改良施設使用収益権	48		48 ^{※3}	
転用決済金積立資産	10		10 ^{※3}	
職員退職給付引当積立資産	10			10 ^{※5}
施設更新積立資産	5		5 ^{※3}	
小計	743	603	130	10
合計	763	623 ^{※4}	130	10

※1 貸借対照表の資産の部に計上されている金額と一致

※2 国又は都道府県等の負担額 670 - 67 = 603 円(土地改良施設台帳より)

※3 貸借対照表の正味財産の部「うち基本財産への充当額」、「うち特定資産への充当額」と一致

※4 貸借対照表の正味財産の部の指定正味財産の金額と一致

※5 貸借対照表の負債の部「職員退職給付引当金」と一致

5 担保に供している資産

該当なし

6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

単位：円

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
建物	100	55	45	5
車両運搬具	40		40	
合計	140	55	85	5

※ 固定資産台帳の内容に基づき記載

※ 貸借対照表の「建物」、「車両運搬具」と一致

(2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

① 所有土地改良施設

単位：円

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
所有土地改良施設	総額 1,200	総額 530	総額 670 ^{※1}	総額 30 ^{※2}
	(内訳) 土地改良区 120	(内訳) 土地改良区 53	(内訳) 土地改良区 67	(内訳) 土地改良区 3
	国 600	国 265	国 335	国 15
	県 480	県 212	県 268	県 12
合計	1,200	530	670 ^{※1}	30 ^{※2}

② 受託土地改良施設使用収益権

単位：円

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	当期減価償却費
受託土地改良施設使用収益権	総額 500	総額 20	総額 480	総額 20
	(内訳) 土地改良区 50	(内訳) 土地改良区 2	(内訳) 土地改良区 48 ^{※1}	(内訳) 土地改良区 2 ^{※2}
	県 450	県 18	県 432	県 18
合計	500	20	480	20

※ 土地改良施設台帳の内容に基づき記載

※1 貸借対照表の「所有土地改良施設」、「受託土地改良施設使用収益権」と一致

※2 正味財産増減計算書の「所有土地改良施設減価償却費」、「受託土地改良施設使用収益権減価償却費」と一致

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
該当なし

8 受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
受取補助金等及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

単位：円

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金 〇〇補助金	A 省		100	100		一般正味財産
合計			100 ^{※1}	100		

※ 補助金台帳の内容に基づき記載

※1 正味財産増減計算書の「受取補助金」と一致

9 換地清算金徴収金の当期徴収額、換地清算金交付金の当期支払額並びにこれら清算金の当期残高
該当なし

10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

単位：円

内容	金額
経常収入への振替額 減価償却費計上による振替額	27
合計	27 ^{※1}

※1 正味財産増減計算書の「一般正味財産への振替額」の金額と一致

11 関連当事者との取引の内容
該当なし

12 重要な後発事象
該当なし

13 その他

(1) 長期借入金について

当事業年度末において貸借対照表に計上されている長期借入金は、以下のとおり。

単位：円

整理番号	事業名	借入先	借入年月日	利率(%)	借入金総額	償還期限	当該年度償還額	償還額累計	未償還額	備考
1	〇〇事業	〇〇農協	×年10月1日	4.0%	50	〇〇			50	3年据置
2	〇〇事業	日本政策金融公庫	×2年3月31日	3.0%	50	〇〇			50	1年据置
合計					100				100	

※ 借入金台帳の内容に基づき記載(本事例では割愛しているが、借入金の管理及び財務諸表等への記載のため、補助簿として借入金台帳を作成する。)

(2) 長期借入金の償還方法

当該長期借入金の償還期限まで、毎年度、特別賦課金を償還資金に充当する予定である。

(3) 未収賦課金等の明細

単位：円

調定年度	区分		件数	期首残高	当期減少額	期末残高	不納欠損引当金	備考
×1年度	流動資産	経常賦課金	1件			5*		
	小計		1件			5		
〇〇年度	固定資産	経常賦課金	1件	5		5*		
	小計		1件	5		5		
合計			1件	5		10		

※ 賦課金台帳の内容に基づき記載
貸借対照表の「未収賦課金等」、「長期未収賦課金等」と一致

(4) 引当金の明細

単位：円

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
職員退職給付引当金		10			10*
合計		10			10

※ 貸借対照表の「職員退職給付引当金」と一致

(3) 収支決算書

収入・支出整理簿を収支決算書の表示科目で集計した上で収支決算書に転記する。

貸借対照表及び正味財産増減計算書と同様に、勘定科目が属する款、項の単位で表示するため、目に計上されている金額について当該勘定科目が属する項に集約する。

収支予算書に予備費を計上した場合は、未使用の金額を次年度繰越金に含めて表示する。

これまでの期中取引と決算整理仕訳に係る収入・支出整理簿を集計すると以下のとおり。

科目	収入・支出整理簿		表示組み替え		収支決算書	
	支出	収入	支出	収入	支出	収入
(収支決算書)						
(収入の部)						
土地改良事業収入						
経常賦課金収入		417				417
補助金等収入						
補助金収入		100				100
借入金収入						
公庫資金借入金収入		50				50
繰越金						
前年度繰越金		200				200
(支出の部)						
土地改良事業支出						
維持管理費支出			160		160	
修繕費	100			100		
支払保険料	60			60		
適正化事業拠出金支出			200		200	
適正化事業拠出金	200			200		
一般管理費支出						
運営事務費支出			90		90	
総(代)会費	10			10		
消耗什器備品費	20			20		
賞与支払	60			60		
事務所費支出			10		10	
水道光熱費	10			10		
土地改良事業負担金支出						
都道府県営事業分担金支出	150				150	

支払利息						
借入金利息	4				4	
固定資産取得支出						
車両運搬具取得支出	40				40	
特定資産積立支出						
職員退職給付引当積立 資産積立支出	10				10	
施設更新積立資産積立 支出	5				5	
繰越金						
次年度繰越金	98				98	
予備費						
予備費	0				0	
合計	767	767	460	460	767	767

×1 年度収支決算書

収入

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較		附記
			増	減	
土地改良事業収入					
經常賦課金収入	422	417		5	
補助金等収入					
補助金収入	100	100			
借入金収入					
公庫資金借入金収入	50	50			
繰越金					
前年度繰越金	300	200		100	
収入の部計	872	767		105	

支出

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較		附記
			増	減	
土地改良事業費支出					
維持管理費支出	160	160			
適正化事業拠出金支出	200	200			
一般管理費支出					
運営事務費支出	90	90			
事務所費支出	10	10			
土地改良事業負担金支出					
都道府県営事業分担金支出	150	150			
支払利息					
借入金利息	4	4			
固定資産取得支出					
車両運搬具取得支出	40	40			
特定資産積立支出					
職員退職給付引当積立資産積立支出	10	10			
施設更新積立資産積立支出	32	5		27	
繰越金					
次年度繰越金	126	98		28	
予備費	50	0		50	
支出の部計	872	767		105	

(4) 収支決算書に対する注記

資金の範囲を定義し、資金収支整理期間を設定している場合にあっては、当該期間までに決済が完了した取引に係る資産及び負債を整理した上で、次期繰越収支差額(次年度繰越金)と貸借対照表の資産及び負債との関係を注記により明らかにする。また、資金の範囲の変更がある場合にはその旨も注記する。なお、資金収支整理期間を設定していない場合は、資金の範囲の記載においては、現金及び預金のほか、短期金銭債権債務を含むものとする。その他、予算額と決算額の差異が著しい科目、科目間の流用や予備費の充用がある場合はその内容を注記する。

1 資金の範囲(※資金収支整理期間を設定している場合の記載例)

資金の範囲には、現金及び預金のほか、収支予算書に計上した収入及び支出に係る資産及び負債で、5月31日までに決済が完了するものを含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記3に記載するとおりである。

2 資金の範囲の変更有無等

変更なし

3 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

単位：円

科目	前期末残高	当期末残高
現金及び預金	200 ^{※1}	188 ^{※3}
その他未収金		50 ^{※4}
合計(1)	200	238
未払金		140 ^{※5}
合計(2)		140
(1)(2) 次期繰越収支差額	200 ^{※2}	98 ^{※6}

※1 前期の貸借対照表(ここでは開始貸借対照表)の現金及び預金の金額と一致

※2 前期の収支決算書の次期繰越収支差額と一致

※3 当期の貸借対照表の現金及び預金の金額と一致

※4 命令書番号(22) 4/20 に入金された補助金に係るその他未収金 50 円

※5 命令書番号(17)と(18) 4/30 に支払った修繕費 100 円と車両運搬具の代金 40 円に係る未払金の合計額 140 円

(貸借対照表の未払金 160 円は取引例(10)の 20 円を含んでいるが、この未払金 20 円は、翌事業年度 6 月の納付分担金であるため資金の範囲には含まれない。そのためここでは 140 円となる。)

※6 当期の収支決算書の次期繰越収支差額と一致

4 予算額と決算額の差異が著しい科目

該当なし

5 科目間の流用及び予備費の充用

該当なし

6 その他収支の状況に関する特記事項

該当なし

(5) 財産目録

補助簿等の情報に基づき財産目録を作成する。財産目録の資産及び負債の残高は貸借対照表の金額と一致する。なお、勘定科目の内容の説明は土地改良区の任意で記載して差し支えない。

財産目録
×2年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金	188	
〇〇農協〇〇支店 普通		
未収賦課金等		
〇〇年度分 経常賦課金 〇件	5	
その他未収金	50	
前払金	100	
前払保険料	50	
流動資産合計		393
2 固定資産		
(1) 基本財産		
山林、宅地及びその従物		
事務所用敷地 1カ所 〇〇㎡	20	
基本財産合計	20	
(2) 特定資産		
所有土地改良施設		
A 頭首工	480	
B 用水路	190	
受託土地改良施設使用収益権		
C 頭首工	48	
転用決済金積立資産		
〇〇銀行〇〇支店 普通	10	
職員退職給付引当積立資産		
〇〇銀行〇〇支店 普通	10	
施設更新積立資産		
〇〇銀行〇〇支店 普通	5	
特定資産合計	743	

(3) その他固定資産			
建物			
事務所 1 棟 ○○㎡	45		
車両運搬具			
○○ 1 台	40		
適正化事業拠出金	200		
長期未収賦課金等			
○○年度分 経常賦課金 ○件	5		
出資金			
○○国債	6		
その他固定資産合計	296		
固定資産合計		1,059	
資産合計			1,452
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	160		
未払利息	1		
短期借入金			
公庫 ○○支店	10		
流動負債合計		171	
2 固定負債			
公庫資金等長期借入金			
○○支店	40		
その他の長期借入金			
○○農協○○支店	50		
職員退職給付引当金	10		
固定負債合計		100	
負債合計			271
III 正味財産の部			1,181